

平成20年度

ひょうご男女共同参画白書

平成20年9月

兵庫県

男女共同参画社会の実現に向けて

今年「兵庫の再生元年」。阪神・淡路大震災からの復旧復興のステージを乗り越えた今、「元気」「生活」「交流」「家庭と地域」の視点を大切に、豊かな兵庫の地域資源を生かした施策の展開により、元気あふれる新しい兵庫づくりをめざします。

その原動力は、夢と意欲をもっていきいきと活動する人々の元気です。職場、学校、地域、家庭などのあらゆる場において、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現していく必要があります。

兵庫県は、「ひょうご男女共同参画プラン21」及び同実施計画に基づき、社会システムの改革をはじめ、働く場や家庭の場での共同参画の推進などに、総合的かつ計画的に取り組んでいます。

これまで、県審議会における女性委員の割合等が順調に向上している一方、活躍が期待されながら、まだまだ参画が進んでいない分野も見られます。このため、政労使が協働した「多様な働き方モデル開発」とそこで取り組まれた両立支援制度の導入支援、多子世帯の保育料軽減や事業所内保育施設の整備支援など、働きやすい環境づくりを進めています。また、市町での「女性チャレンジひろば」開設を進め、チャレンジする女性を積極的に支援していきます。

この白書では、男女共同参画社会づくり条例に基づく年次報告書として、男女共同参画社会の形成状況とともに、それを促進する県及び市町の施策の実施状況等をまとめています。

男女共同参画社会の実現には、社会制度等の改革はもちろんのこと、皆さん一人ひとりが関心をもち、考え、身近なところから取り組んでいくことが大切です。この白書が多くの人々に読まれ、家庭、職場、地域での取組が広がっていくことを期待しています。

ともに力を合わせ、一人ひとりがいきいきと暮らし、未来を拓く活気に満ちた「元気で安全・安心な兵庫」の実現をめざしていきましょう。

平成20年9月

兵庫県知事

井戸敏三

目 次

兵庫県における男女共同参画社会づくりの枠組み	1
第1部 「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況	
男女共同参画に向けての社会システムの変革	3
働く場における男女共同参画の推進	5
生活の場における男女共同参加・参画の推進	6
女性がすこやかにすごせる社会の形成	8
男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備	9
第2部 兵庫県の男女共同参画の取組状況	
1 ひょうご男女共同参画プラン21に基づく取組状況	11
2 平成20年度兵庫県男女共同参画社会づくり施策体系	22
3 兵庫県立男女共同参画センターの概要	29
第3部 市町の男女共同参画の取組状況	
1 県内市町における男女共同参画施策の取組状況	31
2 県内市町における女性の公職参加状況	50
3 県内市町 男女共同参画活動拠点施設一覧	55
参考資料	
男女共同参画社会づくり条例、同規則	57
男女共同参画社会づくり協定制度の概要	64
男女共同参画推進員制度の概要	65
男女共同参画申出処理制度の概要	66
男女共同参画推進本部設置要綱	67
女性問題に関する相談機関一覧	70
男女共同参画の推進に関する年表	71

兵庫県における男女共同参画社会づくりの枠組み

男女共同参画社会基本法（H11.6.23 公布・施行）

< 5つの理念 >

男女の人権の尊重
政策等の立案及び決定への共同参画
国際的協調

社会における制度又は慣行についての配慮
家庭生活における活動と他の活動の両立

計 画

法定計画

推 進 体 制

ひょうご男女共同参画プラン21（H13.3 策定）

【計画期間】平成13～22年度（10年間）

【基本理念】・男女の人権の尊重
・あらゆる分野への男女の共同参加・参画
・参画と協働による成熟した市民社会の構築

【構成】基本理念のもとに、基本目標、基本課題を設定し、施策の基本的方向と具体的施策を記述

男女共同参画推進本部（H13.8）

【組織】各部長、県民局長等
（本部長：知事）

【所掌事務】・男女共同参画社会の実現に向けた施策の協議
・プラン21の推進と進行管理

条 例

男女共同参画社会づくり条例（H14.4 施行）

【基本理念】・男女の人権の尊重
・社会における制度又は慣行についての配慮
・政策等の立案及び決定への共同参画
・家庭生活における活動と他の活動の両立
・国際的協調
・男女の性の尊重、身体への理解に基づいた生涯にわたる健康の保持及び増進
・参画と協働による取組

【構成】・責務（国、県民、事業者、団体）
・禁止・留意事項（性別による差別的取扱いの禁止等）
・男女共同参画社会づくりに関する基本的施策（男女共同参画計画、事業者との協定等）
・男女共同参画社会づくりのための基盤整備（推進体制の整備、男女共同参画推進員の設置等）

男女共同参画審議会（H14.9）

【組織】委員は20人以内

【所掌事務】知事の諮問に応じ、男女共同参画計画の決定又は変更に関することなどを調査審議

< 参考 > 国における男女共同参画社会づくりの枠組み

男女共同参画基本計画（第2次）

（H17.12 策定）

【計画期間】

・施策の基本的方向：平成32年まで
・具体的施策：平成22年度まで

【構成】

・基本的考え方 ・計画の推進
・施策の基本的方向と具体的施策

男女共同参画推進本部（H6.7）

【組織】本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官
男女共同参画
担当大臣

【構成】本部員：全閣僚

【所掌事務】
・施策の円滑かつ効果的な推進

男女共同参画会議（H13.1）

【議長】内閣官房長官
【構成】・国務大臣12人
・有識者 12人

【所掌事務】

・基本的な方針・政策、重要事項等についての調査審議
・施策の実施状況の監視 等

* 国においては、平成13年1月の中央省庁等改革により、「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、男女共同参画推進体制が強化された。とりわけ、「男女共同参画会議」は国の重要政策会議（4大重要会議）の一つに位置づけられている。

第 1 部

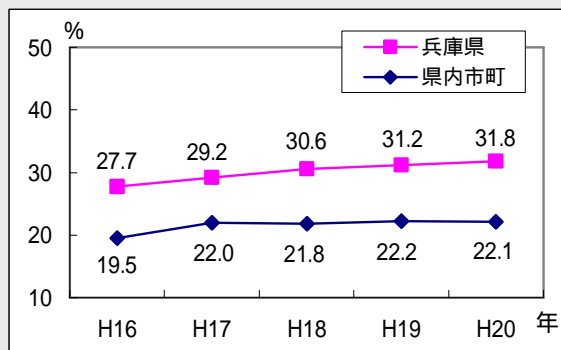
「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況

男女共同参画に向けての社会システムの変革

政策・方針決定過程の場では・・・

審議会等における女性委員の割合（兵庫県）

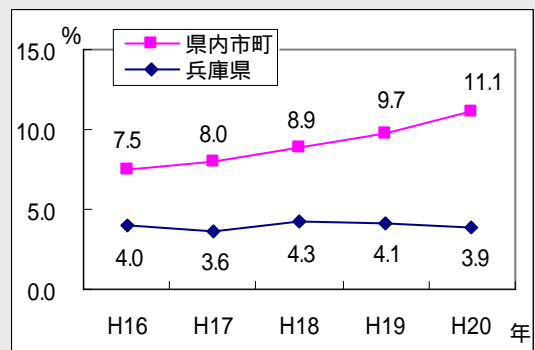
県の審議会等における女性委員の登用状況は、平成20年3月現在31.8%（全国33位）で、年々増加しています。一方、県内市町における審議会等の女性割合は、同年4月現在22.1%で、3年前から横ばいで推移しています。



備考：1 兵庫県企画県民部調べ
2 兵庫県は3月、県内市町は4月現在

職員の管理職に占める女性割合（兵庫県）

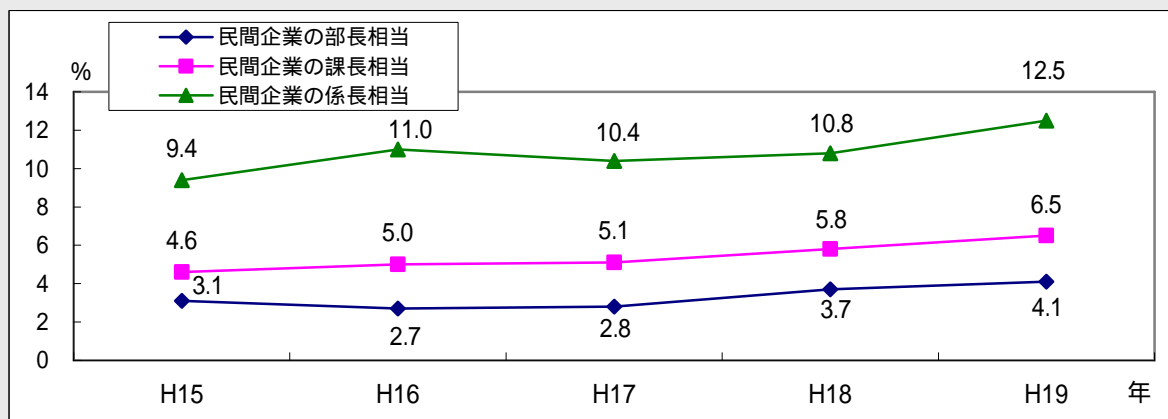
県職員の管理職に占める女性の割合は、平成20年4月現在3.9%（全国28位）で、ここ2年は減少しています。一方、県内市町においては、同時点で11.1%と、前年よりも1.4ポイント増加しています。



備考：1 兵庫県企画県民部調べ
2 各年4月現在

役職別管理職に占める女性割合（全国）

平成19年における民間の女性管理職を役職別にみると、係長相当職の割合が12.5%で最も多く、課長相当職は6.5%、部長相当職は4.1%と、いずれも上昇傾向にありますが、役職が上がるにつれて女性の割合は低くなっています。

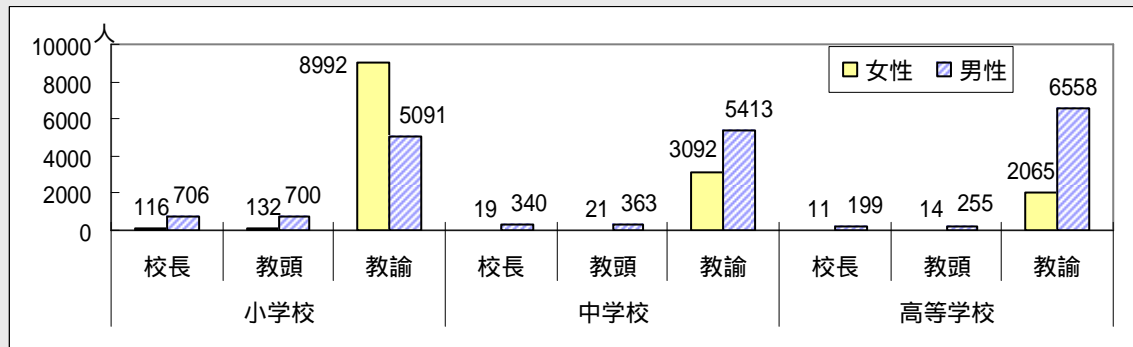


備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

教育分野では・・・

小学校・中学校・高等学校の職名・男女別教員数（兵庫県）

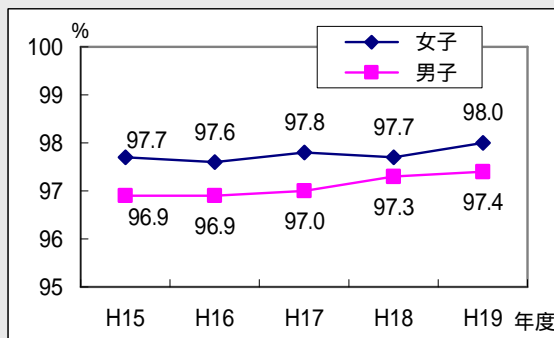
教員数については、小学校では女性が男性よりも多い（女性9,240人、男性6,497人）半面、中学校、高等学校では男性が女性よりも多くなっています（中学校：男性6,116人、女性3,132人、高等学校：男性7,012人、女性2,090人）。また、校長に占める女性の割合は、小学校では14.1%、中学校では5.3%、高等学校では5.2%と、全国の傾向と同様、上位の学校、上位の職になるほど女性の割合が低くなっています。



備考：文部科学省「学校基本調査」（平成19年度）

高等学校等進学率（兵庫県）

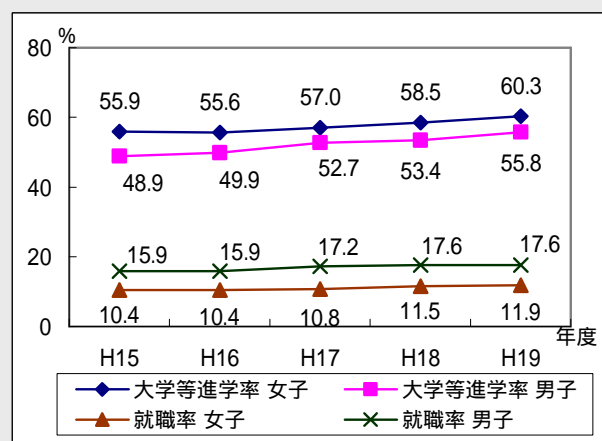
平成19年度の高等学校等への進学率は97.7%（全国平均97.7%）で、前年より0.2%ポイント上昇しています。男女別にみると男性97.4%、女性98.0%で、女子が男子を上回る傾向が続いています。



備考：文部科学省「学校基本調査」

大学等進学率、就職率（兵庫県）

平成19年度の大学等進学率は58.0%（全国平均51.2%）で、前年より2.0ポイント上昇しています。男女別に見ると、兵庫県の特徴である女子が男子を上回る傾向が続いています。

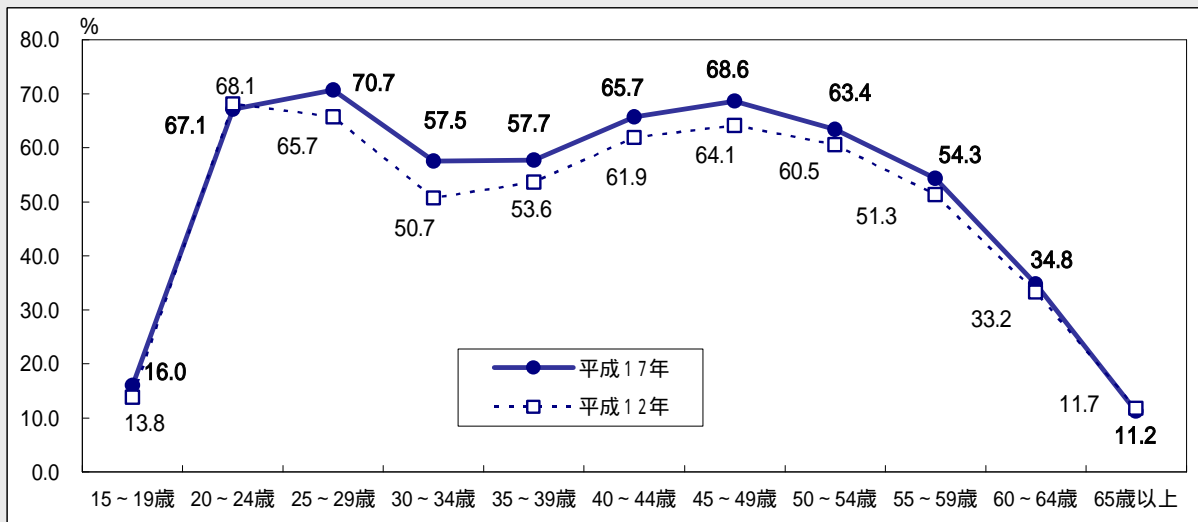


資料：文部科学省「学校基本調査」

働く場における男女共同参画の推進

年齢階級別の女性労働力率（兵庫県）

平成17年における女性の年齢階級別労働力率は、30～34歳層の労働力率は57.5%で、5年前よりも6.8ポイント高くなっています。女性の労働力率は結婚や出産、子育て期に就業を中断することにより、30歳代を底とするいわゆる「M字カーブ」を描きますが、依然としてその傾向は続いているものの、以前に比べてそのカーブの底は浅くなっています。

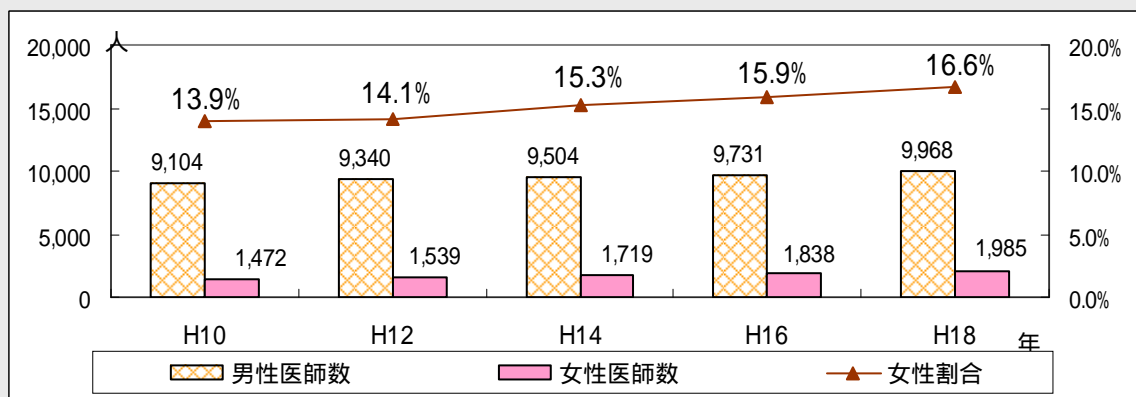


備考：国勢調査

女性医師の割合（兵庫県）

平成18年における県の女性医師数は1,985人で、2年前よりも147人増加しています。同年における医師に占める女性医師割合は16.6%で、増加傾向にあります。

また、県医師会では、現役員32人（任期：H20.4～H22.3）のなかで初めて女性役員が1人誕生しました。



備考：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

女性の農業委員割合（兵庫県）

平成20年3月末現在
県内における農業委員1,029人中、女性は21人で、その割合は2.0%（全国平均4.4%（H19.9.3））です。農業就業人口に占める女性割合が55.1%（H17）と比較すると大変低い割合となっています。

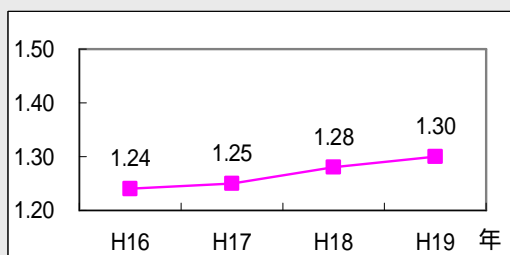
	全委員数（女性委員数）（人）	女性割合（%）
H16. 4. 1	1,562（38）	2.4
H17. 4. 1	1,476（33）	2.2
H18. 4. 1	1,117（25）	2.2
H18.10. 1	1,056（25）	2.4
H20. 3.31	1,029（21）	2.0

備考：兵庫県企画県民部調べ

生活の場における男女共同参加・参画の推進

合計特殊出生率・出生数（兵庫県）

合計特殊出生率



備考：厚生労働省「人口動態統計」

出生数

（単位：人）

	H16	H17	H18	H19
出生数	49,789	47,951	49,573	49,289

備考：厚生労働省「人口動態統計」

平成19年における県の合計特殊出生率は1.30で、前年より0.02上回り、3年連続で上昇していますが、出生数は前年より284人減少しています。

育児休業取得率（全国）

（単位：%）

	女性	男性
平成15年度	73.1	0.44
平成16年度	70.6	0.56
平成17年度	72.3	0.50
平成18年度	88.5	0.57
平成19年度	89.7	1.56

備考：厚生労働省「雇用均等基本調査」（18年度は参考値）

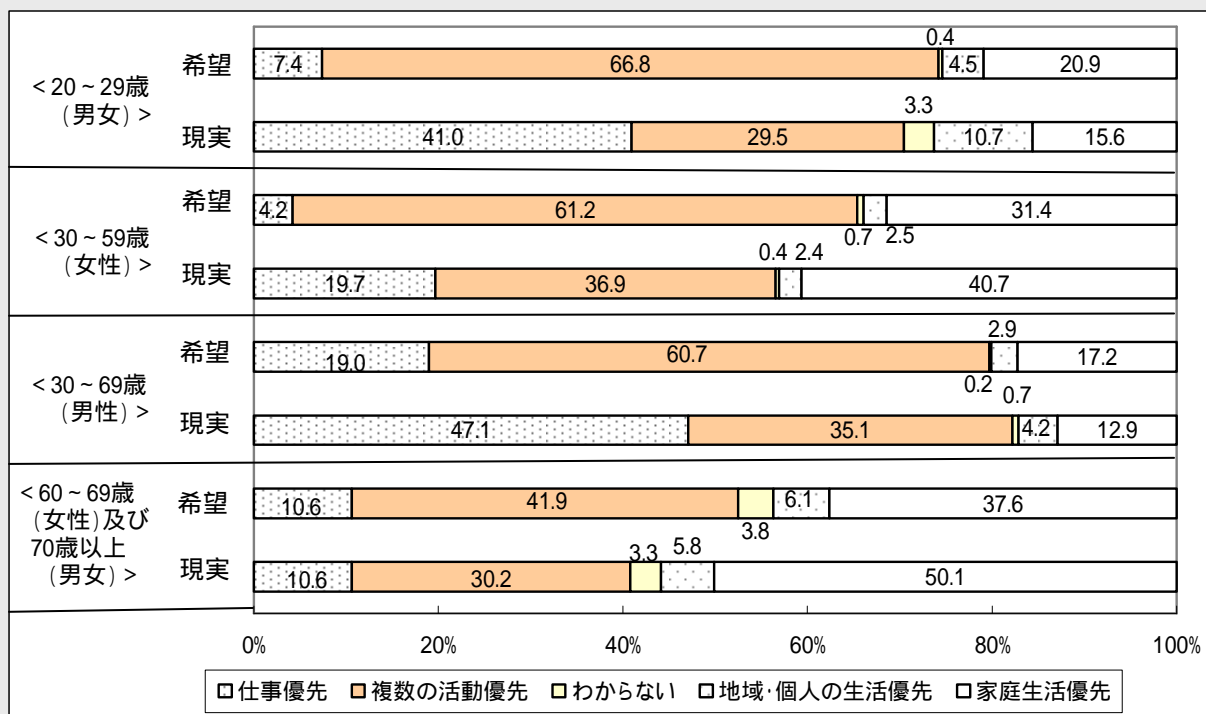
ただし、平成18年までは「女性雇用管理基本調査」

平成19年の育児休業取得率は、女性89.7%、男性1.56%で、2年前に比べ女性で17.4ポイント、男性で約3倍と、男女ともに上昇していますが、男女の差は広がっています。

家庭・地域生活と職業生活との両立支援では・・・

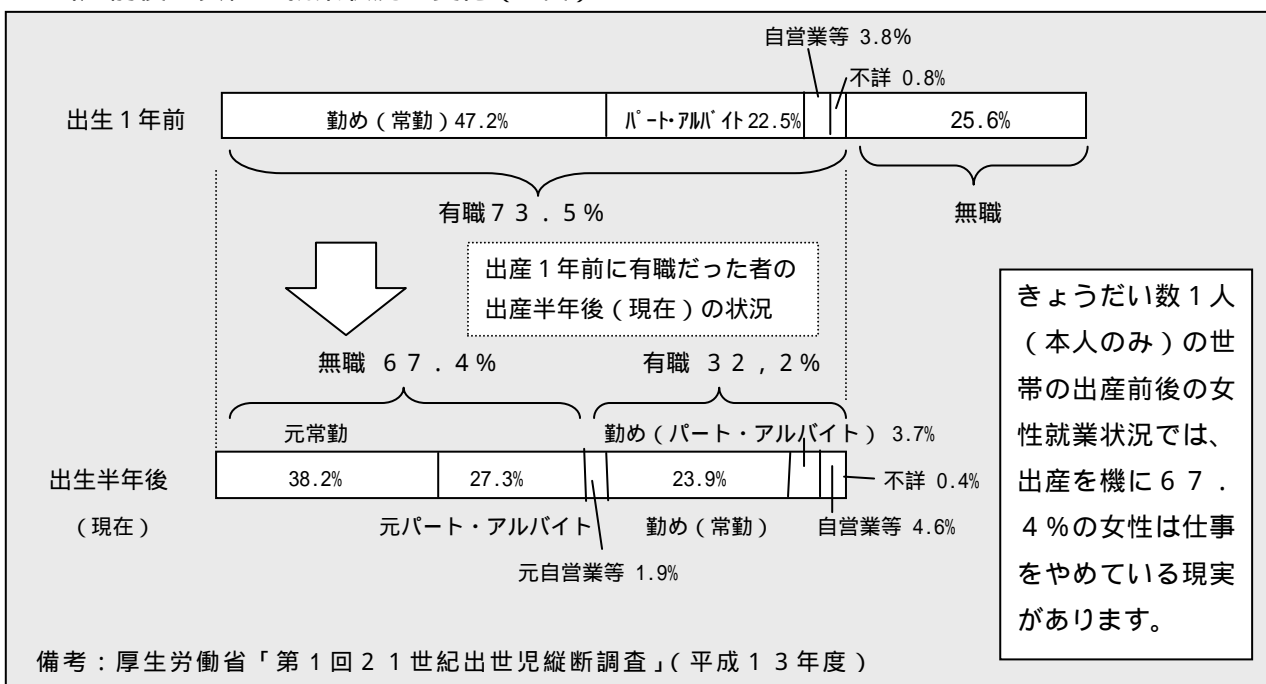
男女別にみた仕事と生活の調和の希望と現実（全国）

内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査（平成19年）によると、男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先したい」といった複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が最も高くなっていますが、現実には「仕事」または「家庭」など、単一の活動を優先している人の割合が最も高くなっており、希望と現実のギャップがあります。



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年)

出産前後の女性の就業状況の変化（全国）

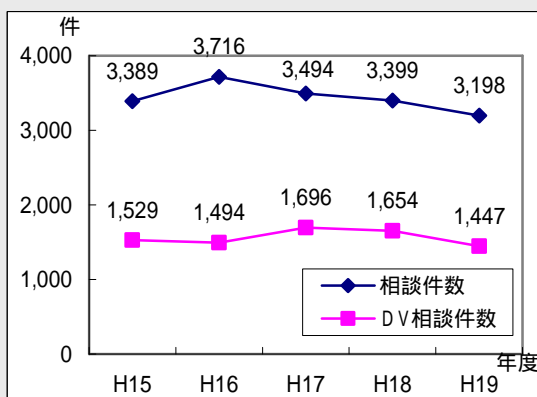


女性がすこやかにすごせる社会の形成

DV、セクシュアル・ハラスメント防止対策では・・・

配偶者暴力相談支援センターにおける
相談件数及びDV相談件数（内数）（兵庫県）

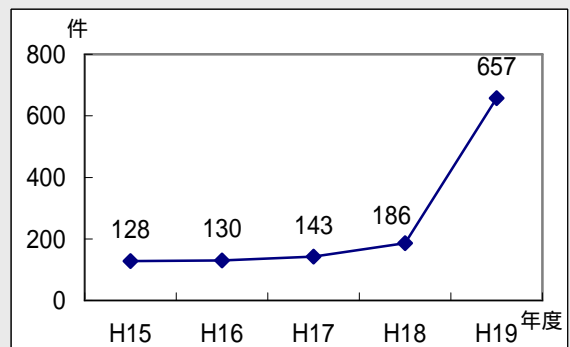
平成19年度に県の配偶者暴力相談支援センター（県立女性家庭センター）に寄せられた相談は3,198件で、このうち配偶者等からの暴力に関するものは1,447件で、45.2%を占めています。



資料：兵庫県健康福祉部調べ

職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数（兵庫県）

平成19年度に兵庫労働局に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、657件で、前年度よりも3.5倍も増えています。これは、性別による差別禁止の範囲が拡大された同年4月施行の改正男女雇用機会均等法に関する相談の増加が主な原因です。

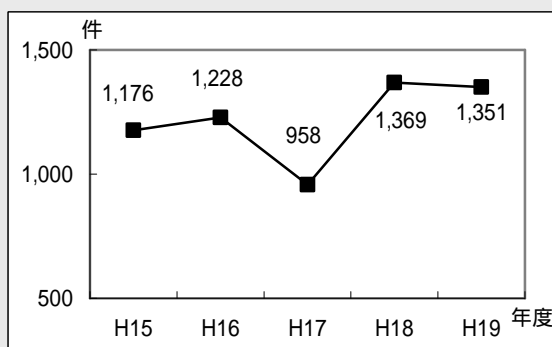


資料：兵庫労働局雇用均等室の資料から作成

児童虐待防止対策では・・・

児童虐待相談受付件数（兵庫県）

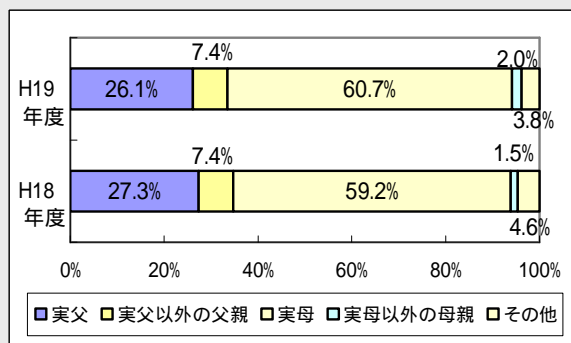
こども家庭センター（神戸市を含む）における虐待相談受付件数については、平成19年度は1,351件と前年度に比べ18件減少したものの、2年連続で1,000件を超えています。



資料：兵庫県健康福祉部調べ

主な虐待者（兵庫県）

県こども家庭センターにおける主な虐待者について、平成19年度は実母が60.7%、次いで実父が26.1%を占めています。近年、実父母を合わせた割合はあまり変わっていませんが、実父の割合が少しずつ増えてきています。



資料：兵庫県健康福祉部調べ

男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者の状況では・・・

高齢者（65歳以上）における女性割合（兵庫県）

高齢者における女性割合（平成20年2月1日現在）

	女性人口	女性割合
65歳以上	683,318人	57.6%
75歳以上	337,941人	62.9%

備考：兵庫県健康福祉部調べ

65歳以上高齢者に占める女性割合は、57.6%と過半数を占めており、75歳以上になるとその割合は62.9%とさらに高くなっています。

ひとり暮らし高齢者（65歳以上）に占める女性割合

	女性人口	女性割合
ひとり暮らし高齢者（65歳以上）	142,182人	73.2%

備考：国勢調査（平成17年）

また、65歳以上のひとり暮らし高齢者に占める女性割合は73.2%で、およそ4人に3人が女性という状況になっています。

高齢者虐待防止対策では・・・

虐待者・被虐待者の状況（平成18年度高齢者虐待の報告）（兵庫県）

被虐待者の状況

	男性	女性	不明	合計
人数	138人	492人	1人	631人
割合	21.9%	78.0%	0.1%	-

備考：兵庫県健康福祉部調べ

養護者による虐待の対象は、78.0%が女性となっています。

また、虐待者との関係では、息子、夫、娘婿を合わせると59.2%で、約6割を占めています。

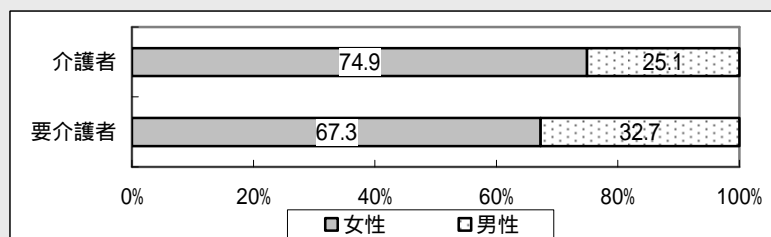
虐待者の状況

	夫	息子	娘婿	妻	娘	息子嫁	兄弟姉妹	孫	その他	不明
人数	129人	230人	13人	59人	102人	50人	14人	27人	33人	7人
割合	20.5%	36.6%	2.1%	9.4%	16.2%	7.9%	2.2%	4.3%	5.2%	1.1%

備考：兵庫県健康福祉部調べ

介護の状況では・・・

同居している主な介護者と要介護者の構成割合（全国）



備考：厚生労働省「国民生活基礎調査」（2004年）

要介護者と同居している主な介護者の74.9%は女性が占めています。また、要介護者の67.3%は女性です。

第2部

兵庫県の男女共同参画の取組状況

1 ひょうご男女共同参画プラン21に基づく取組状況

男女共同参画施策の状況

(県の動き)

- ・ 平成13年3月「ひょうご男女共同参画プラン21」の策定をはじめ、平成14年4月には「男女共同参画社会づくり条例」を施行し、地域・企業・労組に男女共同参画推進員を設置するなど、民間と行政の協働による男女共同参画社会づくりを推進している。
また、平成18年4月「プラン21後期実施計画」を策定し、数値目標を設定（別紙1参照）したほか、同年6月には、県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設するなど、先駆的な取組を進めているところである。
- ・ さらに、県自らが男女共同参画のモデル職場となるよう率先して行動する「第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - 新ひょうごアクション8 - 」を策定し、取組を進めているところである。

(国の動き)

- ・ 平成19年12月「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、仕事と生活の調和の実現に向けて、積極的に全国展開を図っている。
- ・ 平成20年4月男女共同参画推進本部において「女性の参画加速プログラム」を策定し、2020年までに、企業や官公庁などの女性幹部の割合を3割程度に引き上げる政府目標の達成のために、仕事と生活の調和の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援、意識の改革、を連携して推進している。

平成20年度の取組方針

これまでの成果を踏まえ、仕事と家庭・地域生活との両立や関係団体・市町等との連携した取組をさらに進めていく観点から、次の4つを基本的な方針とする。

仕事と生活のバランスの推進

女性のチャレンジ支援

地域団体・NPO、企業、市町等との一層の協働の推進

第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画の推進と第3次同計画の策定

仕事と生活のバランスの推進

企業との男女共同参画社会づくり協定締結制度の推進（企画県民部）

仕事と家庭の両立に向けた職場環境整備や女性の管理職登用などに積極的に取り組む県内事業所と県が協定を結ぶことにより、さらなる取組が進むよう、建設工事の入札参加資格の格付項目における点数加算や商工中金による低利融資、出前講座の実施などの支援を行っている。



男女共同参画社会づくり協定締結式（H20.1.22）

・ 協定締結事業所数

< 193社2団体（H20.8末現在） >

多子世帯保育料軽減、事業所内保育施設整備推進等少子対策の積極的推進

（健康福祉部・企画県民部）

多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減や働きながら安心して子育てできる環境を整備するために、第3子以降が利用する場合の保育料の助成や事業所内保育施設整備を推進することなどにより、子育て家庭や在宅児童への子育て支援の充実を図る。

< 主な新規・拡充事業 >

- ・ 多子世帯保育料軽減事業の実施
- ・ 事業所内保育施設整備推進事業の実施
- ・ 乳幼児子育て応援事業（保育所）・私立幼稚園2歳児子育て応援事業の実施
- ・ 病児・病後児保育への支援
「病児・病後児保育推進事業」「ひょうご病児保育サポート事業」
「ひょうご病児等緊急サポートネット事業（カンガルーネット）」 等

ひょうご仕事と生活のバランス推進事業の実施（産業労働部）

平成18年3月の「仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意」及び同アクションプログラム（同年7月）に基づき、平成19年度は政労使が協働した「多様な働き方モデル開発」の実施や、中小企業における両立支援制度導入を支援した。

平成20年度は、モデル成果の普及啓発や雇用環境の整備を一層推進させるため、「ひょうご仕事と生活のバランス推進事業」を実施する。

「ひょうご仕事と生活のバランス推進会議」の設置

- ・ 構成員：県経営者協会、連合兵庫、県、学識・有識者

ひょうご仕事と生活のバランス啓発相談事業の実施

- ・ 労使団体啓発活動の実施
地域経営者協会、連合地域協議会と連携し、団体傘下の企業・労組に対して、研修会や個別訪問等を通じて啓発活動を実施
- ・ ひょうご仕事と生活のバランス相談員の派遣
労使団体それぞれが企業等からの依頼に基づき相談員を派遣する。

* 今年度、企画県民部、健康福祉部、産業労働部の緊密な連携のもと、「男女共同参画」「少子対策」「仕事と生活のバランス」の三対策合同会議を開催し、三対策を一体的に進めていく。

家庭応援施策の推進（企画県民部）

家族のきずなを深め、地域で家庭を支えるため、「ひょうご家庭応援県民運動」の取組支援を行うとともに、家庭力を高め、地域全体で多世代が交じり合い、共に支えあう『地域三世同居』の実現をめざし、自ららが親として成長するための学びを応援する「ひょうご親学び応援事業」を推進する。

<主な新規事業>

- ・写真コンクール、啓発ポスター作成等による「家族の日」運動の普及
- ・各団体による実践活動や情報を発表・共有する「ひょうご家庭応援県民大会」の開催
- ・アドバイザーチームによる学習プログラムの開発・コーディネート等、「親学び応援」にかかる各団体の自主的な取組の支援

女性のチャレンジ支援

女性チャレンジひろばの一層の活動支援・拡充（企画県民部）

「ひょうご女性チャレンジひろば」では、相談、情報提供などの入り口から出口（就職・起業・在宅ワーク・地域活動）まで、ワンストップによる総合的な支援を行っており、講座修了生等の就職率は6割強に上っている。今後、県民のより身近なところで必要な情報が得られ、気軽に相談に応じられるよう、市町における「女性チャレンジひろば」の開設を支援していく。

また、「女性チャレンジひろば」の運営を支援し、ひろばの開設を促進するため、官民42団体で構成する「ひょうご女性チャレンジねっと」を運営し、今年度は、「ねっと」と共催で、尼崎市において「あまがさき女性チャレンジまつり」を開催する。

<平成19年度実績>

- ・女性チャレンジひろばでの情報提供・相談件数 3,758件
- ・女性のチャレンジひろば開設市 16市（順次、拡充）
- ・再就職パソコン講座等受講者の就職率 64.4%（H18.4～H19.11）



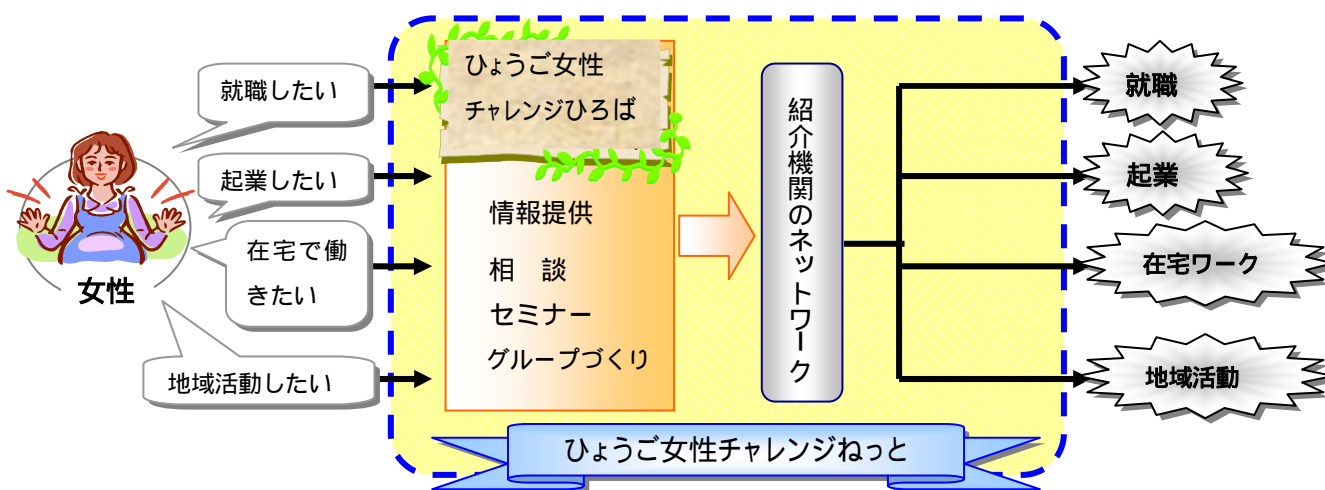
いたみ女性チャレンジひろば（H19.4開設）



かさい女性チャレンジひろば（H20.1開設）

< 市における女性チャレンジひろば開設状況 >

市名	開設年月	市名	開設年月	市名	開設年月	市名	開設年月
神戸市	H19.4	西宮市	H19.3	宝塚市	H18.11	三田市	H20.3
姫路市	H19.5	伊丹市	H19.4	三木市	H19.12	加西市	H20.1
尼崎市	H18.7	加古川市	H18.12	高砂市	H20.3	養父市	H19.5
明石市	H20.2	赤穂市	H19.3	川西市	H19.8	朝来市	H18.12



< ネット構成団体 > 兵庫県経営者協会、尼崎経営者協会、姫路経営者協会、兵庫県中小企業団体中央会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫労働局、21世紀職業財団、兵庫県雇用開発協会、兵庫県社会福祉協議会（ひょうごボランタリープラザ）、ひょうご産業活性化センター、市町、県 計42団体

あらゆる分野における女性の参画促進

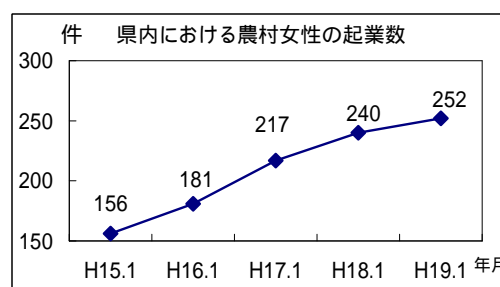
意欲と能力のある女性の政策・方針決定過程への参画促進や、従来女性が少なかった分野に新たに活躍の場を広げ、社会のあらゆる分野において女性の参画を促進する。

企業における取組の促進（企画県民部、産業労働部）

男女共同参画社会づくり協定締結事業所との協働により、企業トップに女性管理職の登用などを働きかけるなど、企業における女性の参画を促進する。また、職場において男女共同参画のキーパーソンである男女共同参画推進員（企業・労組）の活動を支援し、企業での取組を促進する。

農業における女性の活動の促進（農政環境部）

農業就業人口の約6割を占める女性の能力を発揮できる基盤づくりと地域農業の元気づくりを進めるため、地元農産物を用いた加工品の開発支援やPR等を通じて、女性の起業活動に対する支援や女性リーダーの育成に対して支援する。



資料：農政環境部調べ

また、女性が、農業委員として幅広く登用されるよう市町に対して働きかけを行うことにより、農業経営における女性の参画を支援する。

<女性の農業委員>

	全委員数	うち女性委員数	女性割合	女性委員のいる市町数
全 国	38,752人	1,686人	4.4%	
兵庫県	1,029人	21人	2.0%	14

* 兵庫県は20年3月末現在、全国は19年9月3日現在の数値

地域団体・NPO、企業、市町等との一層の協働の推進

職場や家庭、地域などあらゆる場において、男女共同参画社会づくりを進めていくために、関係団体との連携の充実を図るほか、市町と連携して男女共同参画社会づくりの基盤整備を進める。

兵庫県地域女性団体ネットワーク会議の活動支援（企画県民部、健康福祉部）
地域づくり、健康福祉、農林水産等のさまざまな分野で活動している18の女性団体からなる「兵庫県地域女性団体ネットワーク会議」による子育て応援ネットの活動を支援する。

<構成団体> 兵庫県連合婦人会、神戸市婦人団体協議会（神戸市消費者協会）、兵庫県消費者団体連絡協議会、あすの兵庫を創る生活運動協議会、兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会、兵庫県婦人防火クラブ連絡協議会、兵庫県いずみ会、兵庫県愛育連合会、兵庫県民生委員児童委員連合会、兵庫県更正保護女性連盟、兵庫県老人クラブ連合会、兵庫県婦人共励会、神戸市母子福祉たちばな会、兵庫県商工会女性部連合会、兵庫県JA女性組織連絡会、兵庫県生活研究グループ連絡協議会、兵庫県女性農漁業士会、兵庫県漁協女性部連合会

ひょうご女性未来会議の活動支援（企画県民部）

地域団体・NPO、企業・労働組合、行政など、さまざまな立場・分野で活躍する女性たちが持ち回りで例会を開催し、ネットワークづくりや情報交換などを行う「ひょうご女性未来会議」の活動を支援する。（代表：南裕子 近大姫路大学長）

<会 員 数> 632人

<20年度開催> 第15回例会「ざ・おやつ in 姫路」(4/26)

第16回例会「輝け女性の“のう・ぎょ！”in 神戸」(11/22)

兵庫県経営者協会女性産業人懇話会（VAL21）との協働の推進

（産業労働部、企画県民部）

働く女性産業人による、女性産業人のためのスキルアップやネットワークづくりを進めるVAL21との協働を推進し、女性産業人の自己啓発等を進めるとともに、女性管理職の登用など企業トップの理解を得るための啓発活動を行っている。（代表：有光毬子 コープこうべ常勤理事）

男女共同参画推進員（地域、企業・労組）の活動支援（企画県民部）

今年度、男女共同参画社会づくりを推進するためのキーパーソンとして、地域・企業・労組に第4期男女共同参画推進員（任期2年）を設置した。男女共同参画に関する情報収集・提供や、地域住民とともに推進員自らがセミナー等を企画・運営するなど、地域や職場において男女共同参画社会を実現するために積極的に取り組む推進員活動を支援する。

- ・ 第4期男女共同参画推進員 450人（地域 185人・企業 199人・労組 66人）
（H20.8未現在）

県、市町男女共同参画合同会議の活動強化（企画県民部）

市町における男女共同参画社会づくりがより一層推進されるよう県・市町男女共同参画担当課・男女共同参画センター等連絡会議等を通じて、必要な情報共有・提供や支援を行う。

<市町男女共同参画に関する条例・計画・活動拠点施設の整備状況>

区分	制定等市町（比率）	備考
条例	5市（12.2%）	条例制定市：神戸市、尼崎市、赤穂市、宝塚市、小野市
計画	33市町（80.5%）	計画策定予定市町：加東市、宍粟市
活動拠点施設	19市（46.3%）	開設予定市：豊岡市、朝来市、新温泉町

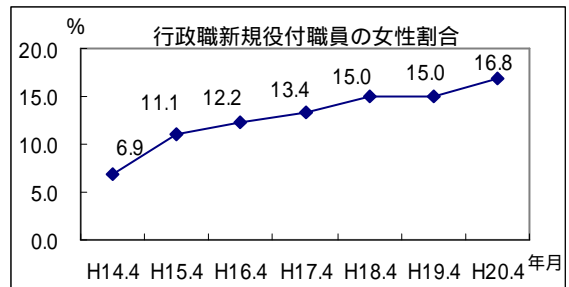
*平成20年4月末現在

男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - の推進

平成18年4月に策定した第2次率先行動計画（計画期間：平成18年度～20年度）に基づき推進してきた結果、県の審議会等の女性委員割合が向上するなど、着実に成果を上げており、引き続き率先行動計画に積極的に取り組む（19年度実績は、別紙2のとおり）。

行政職新規役付職員の女性割合の増加

平成21年4月に行政職新規役付職員（教育委員会・警察本部は除く。）の女性割合が18.0%となるよう取り組んでおり、平成20年4月には16.8%となっている。今後とも、目標達成に向けて、行政職新規役付職員の女性割合の向上を図る。



資料：企画県民部調べ

職員チャレンジプログラムの実施（全部局）

男女共同参画社会づくりに向けて、昨年、第3期職員チャレンジプログラムをスタートさせた。



第3期職員チャレンジプログラム(H19.9.12)

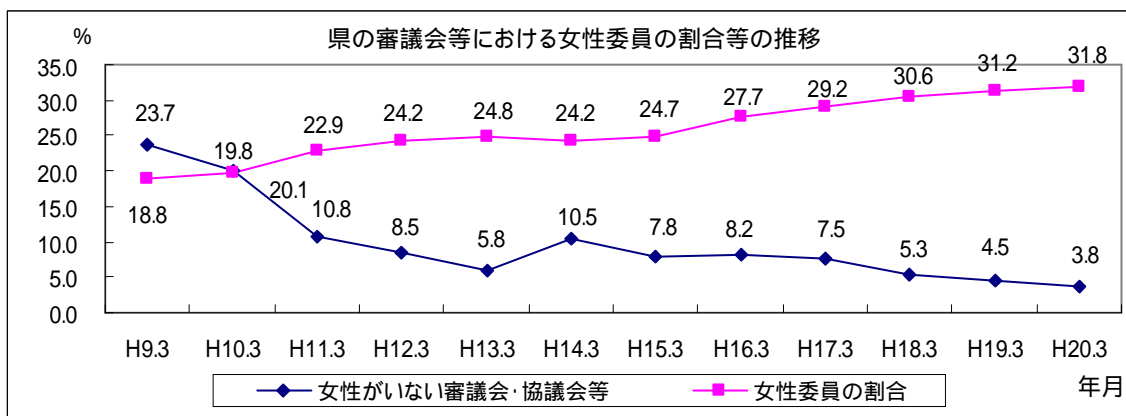
平成19年度(1年次)は主に県幹部職員による講座や市町職員との交流等を行い、平成20年度(2年次)は8つのグループに分かれて、秋の政策提案に向けて研究を進めていく。

(第2期職員チャレンジプログラムの政策提案による事業化テスト「人生まなび塾」及び「まちの寺子屋プロジェクト」が今年度事業化されている。)

- ・第3期職員チャレンジプログラム受講者数：136人
- ・グループ研究のテーマ：少子化、行革・自治体経営、医療保健福祉、雇用・産業振興、教育・青少年、広報・観光、環境、家庭・地域

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大(全部局)

県の審議会等における女性委員の登用促進について全庁的に取り組んできた結果、平成20年3月には31.8%となり、平成20年度末までに32%とする目標の達成に向けて、順調に推移しており、今後もさらに取組を進めていく(部局別の女性委員登用状況は別紙3のとおり)。



資料：企画県民部調べ * H16.3以降は決定にかかわらない連絡調整のみを目的とする協議会等は除外

第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画の策定(企画県民部)

今年度は第3次率先行動計画(計画期間：平成21年度～23年度)を新たに策定する。策定に当たっては、第2次率先行動計画に基づく各部局での取組状況や、男女共同参画推進本部員を中心に庁内男女共同参画推進員やワークスタイルフォーラムを活用し、幅広く意見交換を行う。

ひょうご男女共同参画プラン 2.1 後期実施計画（平成 18 年度～22 年度）
における目標数値の達成状況

項 目	実績（19年度末）	目標数値	達成状況
県の審議会等委員の女性割合	31.8%	3分の1	95.5%
再チャレンジ支援セミナー参加者数	430人	500人	86.0%
男女共同参画社会づくり協定締結事業所数	177事業所	200事業所	88.5%
男女共同参画推進員（企業・労組）設置数	520人	1,000人	52.0%
男女共同参画推進員（地域）設置数	622人	1,000人	62.2%
農村女性の起業件数	262件	260件	100.8%
子育て応援ネット（子育て家庭応援推進員）	1,651人	2,000人	82.6%
まちの保健室開設数	537か所	520か所	103.3%
まちの子育てひろば実施箇所数	1,828か所	1,663か所	109.9%
一時・特定保育実施施設数	213か所	260か所	81.9%
ファミリーサポートセンターの設置市町数	24市町	25市町	96.0%
保育所定員増加人数	2,060人	3,300人	62.4%
事業所内小規模保育施設の設置助成	6か所	10か所	60.0%
一時保護委託先施設数	18施設	20施設	90.0%
特定不妊治療費の助成件数	1,819件	1,800件	101.1%

第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - 新ひょうごアクション8 -
(計画期間：平成18年度～20年度)の取組状況

1 女性が活躍できる場の拡大

8つの取組	具体的取組項目	内容等〔下段：目標数値〕	実績
女性の チャレンジ 支援	職員チャレンジプログラムの開催	職員チャレンジプログラム参加者数 2,400人(H20年度末)	1,090人 (H19年度末)
		職員チャレンジプログラム・地域講座の参加者数 180人(H20年度末)	125人 (H19年度末)
	女性管理・ 監督職の活 躍支援	行政職新規役付職員(教育委員会及び警察 本部を除く)の女性割合 18.0%(目標)(H21.4)	16.8%(H20.4)
		職員採用試験(一般事務職)の女性面接試 験員の割合 30.0%(目標)(H20年度)	31.8%(H19年度)
審議会 等委員へ の女性の 選任促進	県審議会等 への女性の 選任促進	県審議会等の女性委員割合 32.0%(H20年度末)	31.8%(H19年度末)
	女性人材リ ストの充実	女性人材リストの登録者数 1,500人(H20年度末)	1,040人 (H19年度末)

2 職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくり

8つの取組	具体的取組項目	内容等〔下段：目標数値〕	実績
キーパ ーソンづ くりとそ の活動支 援	庁内男女共 同参画推 進員の活 動充実	庁内男女共同参画推進員数 138人(H20年度末)	93人 (H19年度末)
		推進員研修参加者数 185人(H20年度末)	84人 (H19年度末)
	庁内男女共 同参画ワ ーキング グループ の活動 支援	庁内男女共同参画ワーキンググループ 60人(H20年度末)	41人 (H19年度末)
	キャリア相 談員の活 動の実 践	キャリア相談員数 150人(H20年度)	155人(H19年度)
ネットワークづくりの場の設定 30回(H20年度末)		18回 (H19年度末)	

8つの取組	具体的取組項目	内容等〔下段：目標数値〕	実 績
職場内外における「たて・よこ・ななめ」のネットワークづくり	庁内外でのネットワーク構築	研修参加者数 800人（H20年度末）	485人 （H19年度末）
職員の意識啓発・職場慣行の見直し	“男女共同参画”の啓発・協働のしくみづくり	男女共同参画推進メールの発信 36回（平成20年度末）	24回 （H19年度末） （H19.7よりひょうご男女共同参画情報として発信）

3 家庭・地域生活と職業生活との両立推進

8つの取組	具体的取組項目	内容等〔下段：目標数値〕	実 績
家庭・地域責任の分担	職員の地域活動への参加促進	地域活動に向けた研修の参加者数 500人（H20年度末）	364人 （H19年度末）
男女共同参画を進めるワークスタイルの実践	「働き方」の見直し	ワークスタイルフォーラムの開催回数 140回（H20年度末）	87回 （H19年度末）
	体験型研修の充実	体験型研修の参加者数 950人（H20年度末）	379人 （H19年度末）

* 目標数値及び実績値は累積数値

各部局別審議会等の女性委員比率(平成19年度末)

部 局 名	審議会等数	委 員 数		女性委員比率 (H20.3.31)
			うち女性委員数	
県民政策部	23	490	144	29.4%
企画管理部(防災部局を除く)	10	132	32	24.2%
企画管理部(防災部局)	5	185	10	5.4%
健康生活部	26	456	125	27.4%
産業労働部	16	165	54	32.7%
農林水産部	15	167	39	23.4%
県土整備部	14	212	58	27.4%
企業庁	1	5	2	40.0%
病院局	11	117	40	34.2%
教育委員会	14	177	58	32.8%
警察本部	0			
県民局	51	1,527	593	38.8%
神戸	10	209	87	41.6%
阪神南	6	168	66	39.3%
阪神北	6	158	52	32.9%
東播磨	4	131	46	38.0%
北播磨	3	112	46	41.1%
中播磨	3	125	55	44.0%
西播磨	6	174	63	36.2%
但馬	5	148	44	29.7%
丹波	4	145	69	47.6%
淡路	4	157	65	41.4%
全部局合計	186	3,633	1,155	31.8%

* 連絡調整等を目的とする審議会等は除外している。

2 平成20年度兵庫県男女共同参画社会づくり施策体系

基本目標1 男女共同参画に向けての社会システムの変革

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 審議会等の委員への女性の登用促進 ———— ・県の審議会等委員への女性の登用推進 (男女青少年課)
- 県における女性職員の管理職への登用の促進 ———— ・女性職員の管理職への登用促進 (人事課)
- ・女性職員の研修機会の充実 (男女青少年課、人事課)

- (2) 市町・民間における取り組みへの支援 ———— ・市町の審議会等委員への女性の登用促進 (男女青少年課)

2 男女の平等を阻む社会制度・慣行の見直しと意識の改革

(1) 男女共同参画に向けた県民意識の形成

- ・ひょうご男女共同参画白書の作成 (256千円 男女青少年課)
- ・「男女共同参画週間」記念事業の開催 (男女青少年課)
- ・人権総合情報誌「人権ジャーナルきずな」の発行 (12,420千円 人権推進課)
- ・「イーブンニュース」の発行 (1,502千円 男女青少年課)

(2) 法律・制度の理解促進と相談の充実

- ・女性問題相談事業の実施 (4,169千円 男女青少年課)
- ・女性問題カウンセラーの設置 (15,468千円 男女青少年課)
- ・県民からの申出処理制度の運用 (1,006千円 男女青少年課)

(3) メディアにおける男女共同参画への配慮

- ・男女共同参画審議会の運営 (437千円 男女青少年課)

(4) 男女共同参画に関する意識・現状の把握と情報の提供

- ・男女共同参画に関する統計資料の収集・提供 (男女青少年課)

(5) 女性のチャレンジ支援

県立男女共同参画センターにおける女性の
チャレンジ支援

- ・学習機会の提供 (男女青少年課)

ひょうご女性再チャレンジ支援システムの推進

- ・ひょうご女性チャレンジ支援事業の実施 (1,047千円 男女青少年課、しごと支援課)
- ・ひょうご女性チャレンジねっとの運営 ((1,047千円) 男女青少年課、少子対策課)

3 男女の平等を推進する学校教育の充実

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女平等をめざす教育の推進
家庭科教育の充実

- ・人権教育新副読本の活用 (人権教育課)
- ・学力と学習意欲の向上のための教育課程推進事業の実施 (3,298千円 義務教育課)

主体的に学び、考え、行動する姿勢をはぐく
み、自主的な社会参画の意識を醸成する教育
の推進

- ・高校生地域貢献事業—トライやる・ワーク—の実施 (95,760千円 高校教育課)
- ・地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業の実施 (212,780千円 義務教育課)

(2) 多様な選択を可能にする進路・就職指導の徹底

- ・進路指導部長研修の実施 (255千円 高校教育課)
- ・高等学校における職業教育の充実 (255,288千円 高校教育課)
- ・高校生就業体験事業—インターンシップ推進プラン—の実施 (14,137千円 高校教育課)

(3) 男女共同参画の視点に立った学校運営の推進

教職員研修の推進

- ・人権教育指導者等研修事業の実施 (4,421千円 人権教育課)
- ・兵庫県立教育研修所カリキュラムにおける研修の実施 (6,158千円 高校教育課)

セクシュアル・ハラスメント防止に向けた教育
環境の整備

- ・教職員に対する意識啓発 (教職員課)

女性教職員の管理職への登用の促進

- ・女性教職員の管理職への登用推進 (教職員課)

4 多様な選択を可能にする生涯学習の充実

- (1) 家庭教育の推進
 - ・幼児教育（子育て）相談事業の実施（2,070千円 少子対策課）
 - ・家庭と地域の子育て力アップ事業の推進（2,149千円 少子対策課）
- (2) 生涯学習の充実
 - 男女共同参画を推進する学習の支援
 - ・県立嬉野台生涯教育センター及び県立婦人研修館の運営（60,178千円 社会教育課）
 - ・男女協働アドバイザー養成塾・男女協働市民講師養成講座の開設（1,087千円 男女青少年課）
 - ・学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」の運営（9,572千円 県民生活課）
 - ・ふるさとひょうご創生塾の開設（7,798千円 県民生活課）
 - ・生涯学習情報プラザの運営（2,965千円 県民生活課）
 - 生涯学習関係職員に対する男女共同参画の視点に立った研修の充実
 - ・男女協働アドバイザー養成塾・男女協働市民講師養成講座の開設（再掲）（1,087千円） 男女青少年課）

基本目標 2 働く場における男女共同参画の推進

5 男女の労働権の確立と均等な労働条件の確保

- (1) 男女の均等な機会と待遇の確保
 - 男女雇用機会均等法の啓発活動の強化
 - ・男女雇用機会均等月間の推進（しごと支援課）
 - ・職場でのパートナーシップ啓発事業の実施（1,045千円 しごと支援課）
 - 企業における女性の管理職への登用促進
企業における取り組みへの支援
 - ・男女共同参画社会づくり協定の締結推進（男女青少年課）
 - ・男女共同参画社会づくり協定の締結推進（再掲）（男女青少年課）
- (2) 女性の能力発揮促進のための援助
 - 女性の能力開発への支援
 - ・再就業・在宅ワーク支援事業の実施（4,496千円 しごと支援課）
 - 女性の就業に関する相談の実施や情報提供
 - ・ひょうご女性チャレンジ支援事業の実施（再掲）（1,047千円） 男女青少年課、しごと支援課）
 - セクシュアル・ハラスメント防止に向けた職場環境の整備
 - ・県職員に対する意識啓発（人事課）
 - ・県における相談窓口の設置（職員課）
 - ・男女共同参画社会づくり協定の締結推進（再掲）（男女青少年課）
 - 母性保護対策の推進
女性労働に関する情報等の収集・提供
 - ・改正男女雇用機会均等法の周知（しごと支援課）
 - ・女性労働に関する資料・情報等の収集・提供（しごと支援課）

6 多様で柔軟な働き方を可能とする条件整備

- (1) 多様な働き方に対する支援
 - パートタイム労働等における労働条件の確保
 - ・職場でのパートナーシップ啓発事業の実施（再掲）（1,045千円） しごと支援課）
 - 在宅ワーク等多様な就業形態への支援
 - ・ひょうご・しごと情報広場の運営（91,264千円 しごと支援課）
 - ・ひょうご仕事と生活のバランス推進事業の実施（5,761千円 しごと支援課）
- (2) 女性起業家への支援
 - ・起業準備セミナーの開催（2,000千円 しごと支援課）

7 農林水産業や商工業等の自営業に従事する男女のパートナーシップの確立

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 農林水産業や商工業等の自営業に携わる女性の経営・方針決定過程への参画促進
 - ・農村女性活動活性化事業の実施（5,412千円 農業改良課）
 - ・女性の農業協同組合運営への参画促進の指導（農林経済課）
 - 女性リーダーの育成とネットワーク化の支援
 - ・兵庫県J A女性組織連絡会に対する活動支援（農林経済課）
 - ・商工会等女性部活動の推進（経営振興課）
- (2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
 - 女性の役割の適正な評価とパートナーシップの確立
 - ・家族経営協定締結の推進（農業改良課）
 - 女性の能力開発と就業環境の整備
 - ・農村女性活動活性化事業の実施（再掲）（5,412千円） 農業改良課）
 - ・農産加工グループ育成事業の実施（5,372千円 農業改良課）

基本目標3 生活の場における男女共同参加・参画の推進

8 家庭生活、地域社会への男女の共同参加・参画の促進

- (1) 家庭生活への男女共同参加・参画の促進
 - ・地域・家庭の伝統行事普及推進事業の実施 (1,010千円 男女青少年課)
 - ・ひょうご家庭応援県民運動推進支援 (1,000千円男女青少年課)
 - ・ひょうご親・おやプロジェクトの推進ーひょうご親学び応援事業の実施 (1,121千円 男女青少年課)
 - ・家庭力強化地域啓発事業の実施 (1,000千円 男女青少年課)
 - ・「ひょうご家庭応援プログラム」推進事業の実施 (159千円 男女青少年課)

- (2) 地域社会への男女共同参加・参画の促進
 - 地域活動への県民の参画と協働の推進
 - 地域活動における方針決定への女性の参画促進
 - 地域活動への参加促進のための環境整備
 - ・参画・協働キャラバン座談会の実施 (620千円 地域協働課)
 - ・女性リーダー育成のためのセミナーの開催 (男女青少年課)
 - ・地域づくり活動応援事業の実施 (57,700千円 地域協働課)
 - ・ひょうごボランティアプラザの運営 (230,709千円 地域協働課)
 - ・女性団体の活動支援 (864千円 男女青少年課)
 - ・地域女性団体ネットワーク会議の開催 (男女青少年課)
 - ・女性グループネットワーク化促進事業の推進 (男女青少年課)
 - ・ひょうご女性未来会議の支援 (男女青少年課)
 - ・県立男女共同参画センターの運営 (72,090千円 男女青少年課)
 - ・生活創造センターの運営 (317,561千円 県民生活課)
 - ・但馬文教府・文化会館の運営 (56,797千円 県民生活課)
 - ・市町ボランティア活動支援事業の実施 (87,000千円 福祉法人課)
 - ・県民交流広場事業の実施 (1,914,390千円 県民生活課)

- (3) 各種地域活動への支援
 - 地域で見守り、応援する子育て支援
 - 地域における防犯力の向上
 - ・子育て応援ネット等の推進 (12,662千円 少子対策課)
 - ・まちづくり防犯グループの活動支援 (29,050千円 地域安全課)
 - ・パートナーシップによる悪質商法等の被害防止 (4,181千円 消費生活室)
 - 環境保全活動への取り組み支援
 - ・地球環境時代に適応した新しいライフスタイル展開推進 (3,190千円 環境政策課)
 - 地域おこし、まちづくりによるツーリズムの推進
 - ・農産加工グループ育成事業の実施 (再掲) (5,372千円 農業改良課)
 - ・ひょうごの観光地活性化の支援 (21,786千円 観光振興室)
 - 団塊世代の地域活動等への支援
 - ・生きがいしごとサポートセンターの運営 (58,451千円 しごと支援課)
 - ・シルバー人材センターの育成 (18,780千円 しごと支援課)
 - ・まちの寺子屋プロジェクトの推進 (1,200千円 少子対策課)

- (4) 子育て家庭への支援
 - 子育てに関する相談、学習機会の充実
 - ・家庭と地域の子育て力アップ事業の実施 (再掲) (2,149千円) 少子対策課)
 - ・まちの子育てひろば事業の推進 (60,545千円 少子対策課)
 - ・ひょうご子育て支援カード交付事業の実施 (515千円 児童課)
 - ・子どもの冒険ひろば事業の推進 (33,078千円 男女青少年課)
 - ・若者ゆうゆう広場事業の推進 (7,812千円 男女青少年課)
 - ・虐待した親等への家族再生指導事業の実施 (6,530千円 児童課)
 - ・県立神出学園の運営 (102,677千円 男女青少年課)
 - ・県立山の学校の運営 (36,682千円 男女青少年課)
 - ・いのちの大切さを学び育むひょうごユースケアネットの推進 (1,749千円 男女青少年課)
 - 地域で見守り、応援する子育て支援 (再掲)
 - ・子育て応援ネット等の推進 (再掲) (12,662千円)少子対策課)
 - ・認定こども園運営助成事業の実施 (36,208千円 児童課)
 - ・青少年いきいき体験事業の実施 (1,500千円 男女青少年課)
 - ・子育てファミリー・サポートくらぶ事業の実施 (10,000千円 少子対策課)
 - ・ファミリーサポートセンターの設置促進 (12,938千円 少子対策課)
 - ・「ひょうご若者応援団」の設置 (230千円 男女青少年課)

9 家庭・地域生活と職業生活との両立支援

(1) 子育て支援の充実

多様な保育サービスの充実

- ・乳幼児子育て応援事業の実施 (44,544千円 児童課)
- ・子育て相談事業の実施 (8,730千円 児童課)
- ・小学校連携推進事業の実施 (3,600千円 児童課)
- ・休日保育事業の実施 (8,400千円 児童課)
- ・一時・特定保育サービスの充実 (140,874千円 児童課)
- ・私立幼稚園預かり保育推進事業の実施 (300,040千円 教育課)

子育てに関する相談、学習機会の充実(再掲)

- ・家庭と地域の子育て力アップ事業の実施(再掲) (2,149千円) 少子対策課

子育てのための経済的負担の軽減

- ・児童手当の支給 (10,787,955千円 児童課)
- ・多子世帯保育料軽減事業の実施 (223,619千円 児童課)

企業等と協働した子育てしやすい環境づくりの推進

- ・企業における両立推進応援事業の実施 (1,155千円 男女青少年課)
- ・子育て応援企業との協定締結制度の推進 (636千円 少子対策課)
- ・ひょうご子育て応援の店(子育て応援・関西キャンペーン)事業の実施 (1,650千円 少子対策課)

(2) 介護支援の充実(基本課題12の(1)高齢者の人権を尊重した介護体制の確立と同じ)

(3) 育児・介護を行う労働者の雇用の継続を図るための環境整備

育児・介護休業法の周知徹底と制度の定着

- ・育児・介護休業制度の普及啓発 (しごと支援課)
- ・家庭・地域生活と職場生活との両立の率先 (男女青少年課、人事課)
- ・「男女共同参画ワークスタイルフォーラム」の開催(各部局)
- ・男女共同参画社会づくり協定の締結推進(再掲) (男女青少年課)

仕事と育児、介護の両立支援の充実

- ・企業における両立推進応援事業の実施(再掲) (1,155千円) 男女青少年課
- ・ファミリーサポートセンターの設置促進(再掲) (12,938千円) 少子対策課
- ・家庭的保育等事業の実施 (1,212千円 児童課)
- ・病児・病後児保育推進事業の実施 (76,094千円 児童課)
- ・ひょうご病児保育サポート事業の実施(8,279千円 児童課)
- ・事業所内保育施設整備推進事業の実施 (246,000千円 少子対策課)
- ・県職員子育てサポートプランの推進 (人事課)

(4) 労働時間の短縮等就業条件の整備

労働時間短縮に向けた普及啓発
フレックスタイム制等の普及啓発

- ・ゆとり創造推進事業の実施 (720千円 しごと支援課)
- ・ゆとり創造推進事業の実施(再掲) (720千円) しごと支援課

ボランティア休暇制度等の普及促進

- ・ゆとり創造推進事業の実施(再掲) (720千円) しごと支援課

(5) 女性の再就職を支援する取り組みの推進

- ・再就業・在宅ワーク支援事業の実施(再掲) (4,496千円) しごと支援課

基本目標4 女性がすこやかにすごせる社会の形成

10 女性に対する暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

意識啓発の推進
相談・カウンセリング対策の充実

- ・図書等の貸し出し、パネル展示 (男女青少年課)
- ・女性問題相談事業の実施(再掲) (4,169千円) 男女青少年課
- ・女性問題カウンセラーの設置(再掲) (15,468千円) 男女青少年課
- ・少年相談室(ヤングトーク)の運用 (1,137千円 警察本部少年育成課)

関係機関の職員への研修の充実

- ・関係機関ネットワークシステム事業の実施 (143千円 児童課)

関係機関の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> — 関係機関ネットワークシステム事業の実施（再掲） （143千円） 児童課 — ひょうご人権ネットワークの運営（2,993千円 人権推進課）
性の商品化・暴力志向等の有害環境の浄化と防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> — 被害者支援連絡協議会の開催（387千円 警察本部警務課） — 青少年愛護条例推進費（2,498千円 男女青少年課） — ひょうご防犯ネットによる防犯情報等の配信 （4,299千円 警察本部生活安全企画課）
メディア等における女性の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> — 男女共同参画審議会の運営（再掲） （760千円） 男女青少年課
(2) DV対策の推進	
DVへの厳正な対処 相談・カウンセリング体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> — DV防止法の厳正な運用（警察本部生活安全企画課） — DV法律相談の実施（736千円 児童課） — 配偶者暴力相談受理体制の充実 （7,417千円 警察本部生活安全企画課）
被害者保護対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> — 県立女性家庭センター一時保護所の運営 （7,631千円 児童課） — 県立女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター） の運営（37,882千円 児童課） — NPO等民間支援団体への支援（720千円 児童課）
自立支援対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> — 県営住宅への優先入居（公営住宅課） — 一時入居住宅（ステップハウス）の確保（児童課）
DV対策の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> — 関係機関によるネットワーク事業の実施（再掲） （143千円） 児童課
担い手対策の充実	
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> — 県職員に対する意識啓発（再掲）（人事課） — 教職員に対する意識啓発（再掲）（教職員課）
(4) 性犯罪、売買春、ストーカー行為、人身取引等への対策の推進	
性犯罪、売買春、ストーカー行為、人身取引等への厳正な対処	<ul style="list-style-type: none"> — 売春防止法等の厳正な運用（警察本部生活環境課）
性犯罪の被害者に配慮した捜査等の推進	<ul style="list-style-type: none"> — 相談電話「性犯罪被害110番（レディースサポートライン）」の設置（警察本部捜査第一課）
売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> — 県立女性家庭センター一時保護所の運営（再掲） （7,631千円） 児童課
ストーカー被害者の支援及び防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> — ストーカー相談電話の設置 （246千円 警察本部生活安全企画課）
11 生涯にわたる女性の健康の保持・増進	
(1) 生涯にわたる女性の心身の健康の保持増進への支援	
生涯にわたる健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> — 女性問題相談事業の実施（再掲） （4,169千円） 男女青少年課 — 女性問題カウンセラーの設置（再掲） （15,468千円） 男女青少年課 — 健康ひょうご21大作戦の推進 （41,520千円 健康増進課） — 女性の生涯すこやか支援事業の実施（健康増進課） — 未来の親教育「思春期ピアカウンセリング事業」の実施 （1,181千円 健康増進課） — 「まちの保健室」推進事業の実施 （18,500千円（基金）5,440千円（一般） 健康増進課） — 自殺対策の推進（3,926千円 障害福祉課）
成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> — 食生活改善地区組織「いずみ会」の育成強化 （2,900千円 健康増進課） — 健康づくり声かけ運動の推進（2,043千円 健康増進課）
(2) 妊娠・出産期等における女性の健康支援	
妊娠・出産期における女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> — 不妊等専門総合相談事業の実施（2,639千円 健康増進課） — 特定不妊治療費助成事業の実施（164,389千円 健康増進課） — 妊婦健康診査費補助事業の実施（653,317千円 健康増進課） — 市町母子保健事業の促進（健康増進課） — 虐待未然防止のための母子保健強化事業の実施 （1,716千円 健康増進課）

(3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

- H I V / エイズ、性感染症対策 _____ ・エイズ・性感染症対策の推進 (7,723千円 疾病対策課)
- 薬物乱用防止対策の推進 _____ ・薬物乱用防止啓発活動の実施 (2,430千円 薬務課)
- 受動喫煙防止対策の推進 _____ ・たばこ対策事業の推進 (2,180千円 健康増進課)

基本目標 5 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備

12 活力ある高齢期のための安全・安心を確保する条件整備

(1) 高齢者の人権を尊重した介護体制の確立

- 介護基盤体制の整備 _____ ・在宅・施設サービス基盤の整備 (高齢社会課)
- 介護保険相談体制の整備 _____ ・介護保険相談センターの設置 (209千円 高齢社会課)
- 在宅介護支援施策の充実 _____ ・地域支援事業の実施 (1,794,598千円 高齢社会課)
- 施設介護サービスの充実 _____ ・特別養護老人ホーム施設整備費補助 (407,700千円 福祉法人課)
- _____ ・養護老人ホーム施設整備費補助 (27,000千円 福祉法人課)
- _____ ・介護老人保健施設整備費補助 (25,000千円 福祉法人課)
- _____ ・医療療養病床転換支援補助 (57,000千円 福祉法人課)
- _____ ・介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上 (高齢社会課)
- 人材の養成・確保と資質向上 _____ ・介護技術向上研修事業の実施 (22,306千円 高齢社会課)
- _____ ・福祉人材確保対策事業の実施 (38,291千円 福祉法人課)
- 介護予防施策の推進 _____ ・地域支援事業の実施(再掲)(1,794,598千円) 高齢社会課
- 高齢者虐待防止対策の推進 _____ ・介護者等のための専門相談の実施 (高齢社会課)
- _____ ・介護者等を支援する職員への専門研修の実施 (高齢社会課)

(2) 高齢者の自立に向けた支援

- 学習機会の充実 _____ ・地域高齢者大学の運営 (8,953千円 県民生活課)
- _____ ・いなみ野学園の運営 (58,361千円 県民生活課)
- _____ ・いなみの学園大学院の運営 (6,355千円 県民生活課)
- _____ ・阪神シニアカレッジの運営 (54,888千円 県民生活課)
- 知識・経験を生かした社会参加の支援 _____ ・兵庫県高齢者生きがい創造協会の運営 (94,154千円 県民生活課)
- 能力を活用した就業の促進 _____ ・ひょうご・しごと情報広場の運営 (91,264千円 しごと支援課)
- _____ ・シルバー人材センターの育成(再掲) ((18,780千円) しごと支援課)
- 健康づくりに対する支援 _____ ・健康ひょうご21大作戦の推進(再掲) ((41,520千円) 健康増進課)

(3) 高齢者が安全に安心して暮らせるまちづくりの整備

- 福祉のまちづくりの推進 _____ ・福祉のまちづくりの推進 (278,668千円 都市政策課)
- _____ ・小野長寿の郷(仮称)構想の推進 (3,125千円 公園緑地課)
- _____ ・日常生活自立支援事業の実施 (86,520千円 福祉法人課)
- _____ ・高齢者権利擁護等推進事業の運営 (700千円 高齢社会課)
- 高齢者等に対応した住環境の整備 _____ ・人生80年いきいき住宅助成事業の推進 (313,490千円 高齢社会課、都市政策課)

13 社会的に困難な状況にある男女の生活安定

(1) ひとり親家庭に対する支援

- _____ ・児童扶養手当の支給 (709,487千円 児童課)
- _____ ・母子自立支援員の設置 (756千円 児童課)
- _____ ・高度技能訓練促進事業の実施 (4,944千円 児童課)

(2) 障害者への支援

- 障害者の経済的自立の支援 _____ ・障害者雇用の拡大推進(法定雇用率達成に向けた取り組みの強化等) (25,310千円 しごと支援課)
- 障害者の日常生活の自立支援及び障害児(者) _____ ・障害者福祉施設整備費補助 (738,800千円 障害福祉課)
- を抱えている家族への支援 _____ ・生活ホームの運営費の助成 (21,504千円 障害福祉課)
- _____ ・社会復帰施設等の運営 (299,803千円 障害福祉課)
- _____ ・障害者自立支援給付(居宅系サービス)の支援 (1,893,626千円 障害福祉課)

14 防災・災害復興への取り組みの促進

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - ・関係審議会等への女性の参画促進 (防災計画室)
- (2) 地域の消防・防災力の向上
 - ・消防団への女性の入団促進 (消防課)
 - ・自主防災組織の活性化 (868千円 消防課)
 - ・防災力強化県民運動の展開 (600千円 防災企画課)
 - ・「1.17は忘れない」地域防災訓練の推進 (8,600千円 災害対策課)
- (3) 防災・復興支援
 - ・防火思想、防火知識の普及 (消防課)
 - ・防災教育の充実 (1,181千円 教育企画課)
 - ・災害救援専門ボランティア制度の運営 (2,627千円 防災企画課)
 - ・「ひょうご安全の日」の推進 (11,725千円 防災企画課)

基本目標 6 国際社会への貢献と交流・協調の推進

15 地域における多文化の共生

- (1) 外国人県民への支援
 - 地域国際化の推進
 - 外国人県民に対する支援の充実
 - ・外国人県民共生会議の運営 (288千円 国際交流課)
 - ・多言語による情報提供 (2,000千円 国際交流課)
 - ・外国人県民インフォメーションセンターの運営 (21,620千円 国際交流課)

16 「平等・開発・平和」に向けた女性問題への取り組みの推進

- (1) 国際理解の推進
 - ・女性団体国際化促進事業の支援 ((492千円) 男女青少年課)
- (2) 国際交流・協力の推進

計画の推進

1 総合的な推進体制の整備・強化

- (1) 計画の推進及びフォローアップのための専門機関の運営
 - ・男女共同参画審議会の運営(再掲) ((760千円) 男女青少年課)
 - (2) 庁内推進体制の運営
 - ・男女共同参画推進本部の運営 (男女青少年課)
 - ・男女共同参画率先行動計画の推進(272千円 男女青少年課)
 - (3) 男女共同参画推進員の設置
 - ・男女共同参画推進員の活動支援 (2,179千円 男女青少年課)
 - (4) 県職員に対する研修の充実
 - ・女性職員の研修機会の充実(再掲) (男女青少年課、人事課)
 - ・「男女共同参画ワークスタイルフォーラム」の開催(再掲) (各部局)
 - ・職員に対する意識啓発 (男女青少年課)
 - (5) 県の実施する施策についての申出等への対応
 - ・県民からの申出処理制度の運用(再掲) ((1,374千円) 男女青少年課)
 - (6) 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・提供
 - ・ひょうご男女共同参画白書の作成(再掲) ((256千円) 男女青少年課)
 - ・職員に対する意識啓発(再掲) (男女青少年課)
- 2 市町との連携の強化
- ・各種連携会議の開催 (男女青少年課)
- 3 企業、団体・グループ、NPO等の参画と協働の推進
- ・男女共同参画推進員の活動支援(再掲) ((2,179千円) 男女青少年課)
- 4 県立男女共同参画センターの機能の充実
- ・県立男女共同参画センターの運営(再掲) ((72,090千円) 男女青少年課)
- 5 女性のチャレンジ支援
- ・ひょうご女性チャレンジ支援事業の実施(再掲) ((1,047千円) 男女青少年課、しごと支援課)
 - ・ひょうご女性チャレンジねっとの運営(再掲) ((1,047千円) 男女青少年課、しごと支援課)

3 兵庫県立男女共同参画センターの概要

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に推進するための施設である（愛称：イーブン）。

1 所在地

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1 - 1 - 3
 神戸クリスタルタワー 7階
 TEL 078-360-8550 FAX 078-360-8558
 URL <http://www.hyogo-even.jp/>



2 沿革

- 平成 4 年 10 月 1 日 県立女性センターを神戸市中央区三宮町に開設
 県立就業援助センターを廃止し、事務を県立女性センターに移管
- 平成 5 年 10 月 12 日 兵庫県神戸ハーバーランド庁舎（神戸市中央区東川崎町）に移転
- 平成 14 年 4 月 1 日 県立男女共同参画センターに名称変更

3 開館時間

月曜日から金曜日 午前 9 時 ~ 午後 7 時
 土曜日 午前 9 時 ~ 午後 5 時
 日曜日・祝日・年末年始 休 館

4 センターで実施している相談事業〔概要〕

	名 称	内 容	実施方法	
女性 の た め の 相 談	なやみの相談 *電話、面接相談 (面接は要予約)	女性のカウンセラーが、女性が抱える様々な悩みの相談に応じる。	電話	相談電話番号 078-360-8551 相談受付日時 月～土曜日 9:30～16:30
			面接 (要予約)	予約電話番号 078-360-8554 相談受付日時 月～金曜日 11:00～18:40 土曜日 9:20～16:50
	女性のための こころの健康相談 *面接相談(要予約)	女性の看護師が、女性のためにより健康なライフスタイルづくりを支援するために相談に応じる。	予約電話番号 078-360-8554 原則として毎月第 1・3 木曜日 13:30～16:40	
	法律相談 *面接相談(要予約)	女性の弁護士が、女性が抱える様々な問題について、法的手続等の相談に応じる。	「なやみの相談(面接)」後予約 原則として毎月第 2 火曜日	

	名 称	内 容	実施方法	
女性 の た め の 相 談	不妊専門相談 *電話、面接相談 (面接は要予約)	不妊の治療や悩みにつ いて、専門的な知識を有 する医師・助産師等が、 不妊治療に関する相談 のほか、不妊にかかわる 様々な相談に応じる。	電話 (助産師)	相談電話番号 078-360-1388 毎月第1・3・4土曜日 10:00～16:00
			面接 (医師等) (要予約)	予約電話番号 078-360-8554 毎月第2土曜日、第4水曜日 14:00～17:00
	女性のための チャレンジ相談 *面接・電話相談 (要予約)	社会保険労務士・キャリ アコンサルタント等の 資格を持つ女性相談員 が、出産・育児等による 離職者の就職や地域活 動等へのチャレンジへ の相談に応じる。	予約電話番号 078-360-8554 原則として毎月第1～4木曜日 10:00～13:00	
	男性のための相談 *電話相談	男性の臨床心理士が、男 性の新しいライフスタ イルづくりを支援する ための相談に応じる。	相談電話番号 078-360-8553 原則として毎月第3火曜日 17:00～20:00	

第3部

市町の男女共同参画の取組状況

- 1 条例の日付は、左から順に、「可決日」「公布日」「施行日」である。
- 2 計画の日付は、左から順に、「策定年月日」「計画期間」である。
- 3 職員数は各自治体の正規職員の人数を記載している。

1 神戸市				
主管課： 市民参画推進局市民生活部男女共同参画課 所在地： 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 電話： 078-322-5179 FAX： 078-322-6034 e-mail： danjyo@office.city.kobe.jp ホームページ： http://www.city.kobe.jp/danjyo/				
		職員数		
		男女共同参画担当課(室)	5名(専任5名)	
		男女共同参画センター等	3名(専任3名)	
条例	神戸市男女共同参画の推進に関する条例	H15.3.20	H15.3.27	H15.4.1
計画	神戸市男女共同参画計画(第2次)	H20.3	H20.4~H23.3	
庁内連絡会議	神戸市男女共同参画推進本部			
諮問機関	神戸市男女共同参画審議会			
活動拠点施設	神戸市男女共同参画センター(あすてっぴKOB E) 設置年月日：平成4年3月(平成12年4月「生活学習センター」より名称変更) 開館日・時間：火~土曜 9時~21時 日曜・祝日 9時~17時 〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-3 電話：078-361-6977 FAX: 078-361-6477 e-mail: astep@smile.odn.ne.jp ホームページ: http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/060/kyodo/astep/index.html			
主要事業	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 人口減少社会を迎え、労働力不足が予測されるなかで、働き方や雇用形態を変え、家庭生活や地域活動を大切に するワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を図る。 (1)新しい働き方調査研究 (2)モデル地域(六甲アイランド)における事業展開 (3)仕事と子育て両立準備セミナーとカウンセリングの実施 DV対策の強化 DV被害者に対する支援の充実を進めるため、「配偶者暴力相談支援センター」の業務に加え、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正法に基づき、DV対策のさらなる強化を図る。 (1)「神戸市DV対策基本計画」の策定 (2)高校生を中心とした若者に対するDV予防啓発事業の実施 (3)配偶者暴力相談支援センターの相談支援体制の強化			

2 姫路市				
主管課： 交流振興局市民参画部男女共同参画推進課 所在地： 〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階 電話： 079-287-0803 FAX： 079-287-0805 e-mail： danjosuishin@city.himeji.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2870803.html				
		職員数		
		男女共同参画担当課(室)	3名(専任2名・兼務1名)	
		男女共同参画センター等	5名(専任4名・兼務1名)	
条例	(検討中)			
計画	姫路市男女共同参画プラン	H13.3	H13.4~H25.3	
庁内連絡会議	姫路市男女共同参画プラン推進本部			
諮問機関	姫路市男女共同参画プラン推進懇話会			
活動拠点施設	姫路市男女共同参画推進センター(あいめっせ) 設置年月日：平成13年9月1日 開館日・時間：毎日9時~21時 年未年始(12/28~1/4)、臨時休館日を除く 〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階 電話：079-287-0803 FAX: 079-287-0805 e-mail: i-messae@city.himeji.hyogo.jp ホームページ: http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/			
主要事業	啓発講演会、講座 男女共同参画についての講演会や講座の開催を通じて意識啓発を図る。 ・男女共同参画週間講演会 講演：「女と男でそれってどうなの主義」 講師：斎藤美奈子さん 定員：280名 (他に1回開催予定) ・講座 キャリアアップセミナー、男性講座、市民企画講座等11講座開催予定 あいめっせフェスティバル 登録団体の活動内容を広く市民に公開する場。講演会、セミナー、展示等 女性のチャレンジ支援 ・「ひめじ女性チャレンジひろば」での情報提供・チャレンジ情報端末の設置 ・社会保険労務士によるチャレンジ相談の実施(月1回) ・チャレンジ支援セミナーの実施 女性人材リストの更新 女性人材リストを更新し、充実させる。 DV啓発冊子の発行 DV防止に関する啓発を促進するとともに、DV法改正の周知を図るため冊子を発行			

3 尼崎市							
主管課： 環境市民局市民部女性・消費生活課 所在地： 〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3-36-1 電話： 06-6436-8635 FAX： 06-6436-5757 e-mail： ama-jo@city.amagasaki.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.amagasaki.hyogo.jp	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>4名(専任3名・兼務1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>指定管理者</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	4名(専任3名・兼務1名)	男女共同参画センター等	指定管理者
職員数							
男女共同参画担当課(室)	4名(専任3名・兼務1名)						
男女共同参画センター等	指定管理者						
条 例	尼崎市男女共同参画社会づくり条例 H17.12.22 H17.12.27 H17.12.27 (一部条項を除く)						
計 画	尼崎市男女共同参画計画 H19.4 H19.4～H24.3						
庁内連絡会議	尼崎市男女共同参画推進本部						
諮問機関	尼崎市男女共同参画審議会						
活動拠点施設	尼崎市立女性・勤労婦人センター(尼崎市女性センター・トレピエ) 設置年月日：平成5年11月2日 開館日・時間：月～土曜 9時～21時 〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3丁目3番1号 電話：06-6436-6331 FAX：06-6436-5757 e-mail： info@amagasaki-trepied.com ホームページ： http://www.amagasaki-trepied.com/						
主要事業	男女共同参画社会づくり関係事業 男女共同参画社会づくりを効果的に推進するため、啓発等事業を実施する。 女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業 女性・勤労婦人センターの管理運営業務(男女共同参画社会づくりに係る啓発、就業支援、相談、 情報提供、施設の管理運営など)を、地方自治法に基づき、指定管理者に代行させる。						

4 明石市						
主管課： コミュニティ推進部男女共同参画課 所在地： 〒673-0886 明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階 電話： 078-918-5611 FAX： 078-918-5617 e-mail： danjyo@city.akashi.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.akashi.hyogo.jp/community/danjyo_ka/index.html	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td rowspan="2">} 5名(兼務5名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	} 5名(兼務5名)	男女共同参画センター等
職員数						
男女共同参画担当課(室)	} 5名(兼務5名)					
男女共同参画センター等						
条 例	-					
計 画	あかし男女共同参画プラン「きらめきプラン21」 H13.3 H13.4～H22.3					
庁内連絡会議	あかし男女共同参画プラン推進連絡会議					
諮問機関	あかし男女共同参画プラン推進懇話会					
活動拠点施設	あかし男女共同参画センター 設置年月日：平成14年4月18日 開館日・時間：火～日曜日 9時～22時 〒673-0886 明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階 電話：078-918-5611 FAX：078-918-5617 e-mail： danjyo@city.akashi.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.akashi.hyogo.jp/community/danjyo_ka/danjyo/index.html					
主要事業	啓発事業 ・男女共同参画週間記念事業「きらめきあかしクイズラリー」 男女共同参画に関係する施設などをクイズを解きながら回るウォークラリー ・男女共同参画社会づくりをめざして講座等の実施 女性生活大学、男性生活大学、父子でチャレンジ ・女性フェア・男女共同参画フォーラムの開催 チャレンジ広場 ・チャレンジ相談(7月より開始)、情報提供 あかし女と男の情報誌「きらめき」の発行 年2回 各15,000部発行 配布対象：自治会、市内各公共施設等 相談事業 女性カウンセラーによる女性問題相談を実施					

5 西宮市						
主管課： 総合企画局文化まちづくり部男女共同参画推進課 所在地： 〒662-8567(663-8204) 西宮市六湛寺町10-3 (西宮市高松町4番8号 プレラにしのみや4階) 電話： 0798-35-3768(0798-64-9495) FAX： 0798-64-9496 e-mail: jyosei@nishi.or.jp ホームページ： http://www.nishi.or.jp/homepage/wave	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td rowspan="2">} 4名(兼務4名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	} 4名(兼務4名)	男女共同参画センター等
職員数						
男女共同参画担当課(室)	} 4名(兼務4名)					
男女共同参画センター等						
条 例	〔懇話会で必要性を検討〕					
計 画	西宮市男女共同参画プラン H19.3 H19.4～H29.3					
庁内連絡会議	西宮市男女共同参画推進会議					
諮問機関	西宮市男女共同参画懇話会					
活動拠点施設	西宮市男女共同参画センター(ウェーブ) 設置年月日：平成12年10月1日 開館日・時間：年末年始以外(12/29～1/3)9時～22時 〒663-8204 西宮市高松町4番8号 プレラにしのみや4階 電話：0798-64-9495 FAX: 0798-64-9496 e-mail: vo_jyosei@nishi.or.jp ホームページ： http://www.nishi.or.jp/homepage/wave/					
主要事業	主催講座 男女共同参画社会実現に向けての講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・シリーズ「ワークライフバランス」 ・センパイ転勤族の妻から転勤族の妻たちへ ・男女共同参画週間記念講演会 ・男性限定 おはなし絵本講座 ・就職支援パソコン講座 ・小学校1.2年生のためのCAPワークショップ ・女性に対する暴力をなくす運動講演会 ・Re・Beワークセミナー(財)21世紀職業財団兵庫事務所と共催) <ul style="list-style-type: none"> ・男性セミナー ・相談室企画講座 <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育サポーター養成講座 ・語り合いグループ講座 <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座 ・市民企画講座(5講座程度) 女性のための相談 女性のための相談室を設置し相談事業を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談(月・木)10:00～12:00 13:00～16:00 1人40分程度 電話：0798-64-9499 ・面接相談(火・水・土)10:00～12:00 13:00～16:30 1人50分 要予約 電話：0798-64-9498 ・法律相談(第3金)14:00～17:00 弁護士による 1人30分 要予約 電話：0798-64-9498 ・チャレンジ相談 学習室の貸館 男女共同参画について活動しているグループ等を支援するため、学習室の貸館を行う。 学習室5室、子ども室1室					

6 洲本市						
主管課： 市民生活部人権推進課 所在地： 〒656-8686 洲本市本町3-4-10 電話： 0799-22-3321 FAX： 0799-23-0974 e-mail: jinken@city.sumoto.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.sumoto.hyogo.jp/	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td rowspan="2">} 1名(兼務1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	} 1名(兼務1名)	男女共同参画センター等
職員数						
男女共同参画担当課(室)	} 1名(兼務1名)					
男女共同参画センター等						
条 例	-					
計 画	洲本市男女共同参画プラン H15.3 H15.4～H25.3					
庁内連絡会議	洲本市男女共同参画推進委員会幹事会					
諮問機関	洲本市男女共同参画推進委員会					
活動拠点施設	-					
主要事業	男女共同参画市民講座 年間2回開催予定 啓発事業 男女共同参画週間に講演会の開催 市広報紙への掲載 市ケーブルテレビ文字放送					

7 芦屋市			
主管課： 市民生活部男女共同参画推進担当 所在地： 〒659-0092 芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋 2階 電話： 0797-38-2023 FAX： 0797-38-2175 e-mail： josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.ashiya.hyogo.jp/women			職員数
		男女共同参画担当課(室)	} 3名(専任2名、兼務1名)
		男女共同参画センター等	
条 例	-		
計 画	第2次芦屋市男女共同参画行動計画「ウィザス・プラン」	H15.3	H15.4～H25.3
庁内連絡会議	芦屋市男女共同参画推進本部		
諮問機関	芦屋市男女共同参画推進委員会		
活動拠点施設	芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや 設置年月日：平成6年8月1日 開館日・時間：平日・第1土曜 9時～17時15分 〒659-0092 芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋 2階 電話：0797-38-2023 FAX：0797-38-2175 e-mail： josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.ashiya.hyogo.jp/women		
主要事業	啓発事業 ・男女共同参画週間記念事業(男女共生のための映画上映) ・法律講座 ・男女共生社会づくりセミナー ・就労支援パソコン講座 ・就労準備講座 ・護身術講座 ・女性の健康講座 ・コミュニケーション講座 ・市民企画講座 ・大人の読書タイム ・DV防止キャンペーンを街頭啓発にて実施(芦屋警察、市内各団体が参加) 情報紙の発行 毎回テーマを決め、ジェンダーの視点に沿った問題提起 年4回、毎回3,501部発行、市内公共施設、市内学校PTA協議会に配布 相談事業 ・女性のなやみ相談(毎月第1土曜日・第2～5金曜日) ・暴力(DV)に関する相談(毎月第1・3水曜日) 男女共生をめざす団体間のネットワークづくり 定例会(毎月開催)での情報交換と年1回の合同事業の開催(「ウィザスあしやフェスタ」3月実施)		

8 伊丹市			
主管課： 市民部同和・人権室男女共同参画課 所在地： 〒664-8503 伊丹市千僧1-1 電話： 072-784-8146 FAX： 072-780-3519 e-mail： danjyokiyodo@city.itami.lg.jp ホームページ： http://www.city.itami.lg.jp/			職員数
		男女共同参画担当課(室)	4名(専任4名)
		男女共同参画センター等	指定管理者
条 例	-		
計 画	伊丹市男女共同参画計画	H18.3	H18.4～H28.3
庁内連絡会議	伊丹市男女共同参画推進本部		
諮問機関	伊丹市男女共同参画政策懇話会		
活動拠点施設	伊丹市女性交流サロン 設置年月日：平成10年4月1日 開館日・時間：休館日の火曜・祝日以外 9時～17時15分 〒664-0855 伊丹市御願塚6丁目1-1 伊丹市立女性・児童センター内 電話：072-772-7248 FAX：072-772-7248 e-mail： salon@itami-danjo.jp ホームページ： http://www.itami-danjo.jp/		
主要事業	いたみ女性チャレンジひろば(女性交流サロン内) チャレンジ情報コーナー、再チャレンジ支援セミナー、チャレンジ相談(予約制・無料) 男女共同参画推進市民フォーラム 平成20年6月28日(土)、いたみホール。講演会や市民オンブード報告など 男女共同参画施策市民オンブード 市長の委嘱を受け、市男女共同参画計画の進捗状況をチェックし報告(人数3人、任期2年) また、公募市民による「オンブード・サポーターズ」がオンブード活動を支援(人数6人、任期1年) 女性のための相談 一般相談、フェミニスト・カウンセリング、法律相談、チャレンジ相談、DV相談 ほか そのほか 男女共同参画出前学習会、男女共同参画情報紙 ほか		

9 相生市							
主管課： 市民福祉部まちづくり推進室 所在地： 〒678-0031 相生市旭1丁目19-33 電話： 0791-23-7130 FAX： 0791-23-7137 e-mail： machizukuri@city.aioi.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.aioi.hyogo.jp	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>4名(専任1名・兼務3名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>1名(兼務1名)</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	4名(専任1名・兼務3名)	男女共同参画センター等	1名(兼務1名)
職員数							
男女共同参画担当課(室)	4名(専任1名・兼務3名)						
男女共同参画センター等	1名(兼務1名)						
条 例	-						
計 画	相生市男女共同参画プラン H15.3 H15.4～H25.3						
庁内連絡会議	相生市男女共同参画推進会議、幹事会、作業部会						
諮問機関	-						
活動拠点施設	相生市男女共同参画センター 設置年月日：平成15年6月1日 開館日・時間：平日(土日・祝日・年末年始除く)9時～17時15分 〒678-0031 相生市旭1丁目19-33(相生市民会館内) 電話：0791-23-7130 FAX：0791-23-7137 e-mail： machizukuri@city.aioi.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.aioi.hyogo.jp						
主要事業	男女共同参画セミナー、フォーラムの開催 情報紙“Withオール”の発行 年2回発行(9・3月)全戸配布(13,000部) 男女共同参画週間事業						

10 豊岡市							
主管課： 総務課 所在地： 〒668-8666 豊岡市中央町2-4 電話： 0796-23-1111(代) FAX： 0796-24-2575 内線 2182 e-mail： soumu@city.toyooka.lg.jp ホームページ： http://www.city.toyooka.lg.jp	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>3名(兼務2名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	3名(兼務2名)	男女共同参画センター等	-
職員数							
男女共同参画担当課(室)	3名(兼務2名)						
男女共同参画センター等	-						
条 例	-						
計 画	豊岡市男女共同参画プラン H18.11 H19.4～H24.3						
庁内連絡会議	庁議、経営戦略会議、政策調整会議						
諮問機関	(検討中)						
活動拠点施設	(検討中)						
主要事業	男女共同参画社会推進に係る一時保育事業 男女を通じて子育て世代が、審議会、委員会等に参加しやすい環境づくりを進めるため、市の実施するさまざまな事業で保育士を配置して一時保育を行う。 男女共同参画社会啓発事業 ・男女共同参画社会の形成に向けた意識の高揚を目的に、男女共同参画週間に合わせ、市民活動団体等と協働してセミナーを開催するとともに、男女共同参画をテーマに川柳を募集する。 開催日：平成20年6月29日(日) 講師：落語家 林家 花丸さん 内 容：落語及び講演、川柳の展示 ・市内の県男女共同参画推進員と協働し、男女共同参画について自由に意見交換ができる座談会を開催する。(下記日程以外にも別途開催予定。また、シンポジウムの開催も検討している。) 開催日：平成20年10月19日(日) 内 容：ワークショップ及び座談会 概ね各小学校区単位に設置している公民館でも、子育て教室、女性学級、高齢者教室、男性料理教室、パソコン教室等各館の特色を活かした事業を行っている。						

11 加古川市				職員数
主管課： 企画部政策企画局男女共同参画センター 所在地： 〒675-0066 加古川市加古川町寺家町45（JAL Ⅱ3階） 電話： 079-424-7172 FAX： 079-454-4190 e-mail： danjyo@city.kakogawa.hyogo.jp ホムページ： http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/				
男女共同参画担当課（室）				-
男女共同参画センター等				3名（専任3名）
条 例	-			
計 画	加古川市男女共同参画行動計画	H18.3		H18.4～H23.3
庁内連絡会議	加古川市男女共同参画推進本部会議			
諮問機関	加古川市男女共同参画社会づくり懇話会			
活動拠点施設	加古川市男女共同参画センター 設置年月日：平成18年6月5日 開館日・時間：月～金曜9時～18時（祝日及び12/29～1/3を除く） 〒675-0066 加古川市加古川町寺家町45番地（加古川産業会館JAビル3階） 電話：079-424-7172 FAX：079-454-4190 e-mail： danjyo@city.kakogawa.hyogo.jp ホムページ： http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/			
主要事業	男女共同参画週間記念事業 日時：平成20年6月23日（月）～28日（土） 場所：加古川市男女共同参画センター 市民スタッフ養成講座の卒業生のグループなどと協働により実施 市民スタッフ養成講座 時期：平成20年9月～平成21年1月（12回講座） 男女共同参画社会の実現に向け、地域においてその推進的役割を担うスタッフを養成する。 男女共同参画センターだより 年3回、1000部発行 各施設等へ配布 啓発や男女共同参画センターの事業紹介 女性のチャレンジ支援事業 女性のチャレンジ相談、就業支援セミナー、就職フェア、チャレンジショップ等			

12 赤穂市				職員数
主管課： 市民部市民対話室 人権・男女共同参画係 所在地： 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地 電話： 0791-43-6818 FAX： 0791-43-6810 e-mail： taiwa@city.ako.hyogo.jp ホムページ： http://www.city.ako.hyogo.jp				
男女共同参画担当課（室）				2名（兼務2名）
男女共同参画センター等				-
条 例	赤穂市男女共同参画社会づくり条例	H17.3.11	H17.4.1	H17.4.1（一部7.1施行）
計 画	赤穂市男女共同参画プラン	H16.3		H16.4～H26.3
庁内連絡会議	-			
諮問機関	赤穂市男女共同参画審議会			
活動拠点施設	赤穂市女性交流センター 設置年月日：平成10年10月30日 開館日・時間：火～日曜 9時～17時 〒678-0233 赤穂市加里屋中洲3丁目55番地 赤穂市民会館3階 電話：0791-43-7800			
主要事業	男女共同参画フォーラム 3月に講演会を予定 女性リーダー養成講座（赤穂女性はつらつセミナー） 8月～11月まで5回 講座・先進地施設見学等を実施 定員40名（赤穂市連合婦人会主催） 女性問題相談 女性交流センターで相談員による女性問題相談を実施			

13 西脇市				職員数	
主管課： 教育委員会 生涯学習課 所在地： 〒677-0015 西脇市西脇790-15 電話： 0795-22-5996 FAX： 0795-22-6015 e-mail： manavita@city.nishiwaki.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.nishiwaki.hyogo.jp					
		男女共同参画担当課(室)		4名(兼務4名)	
		男女共同参画センター等		-	
条 例	-				
計 画	西脇市男女共同参画基本プラン	H14.3 (H19.3改定)	H14.4～H24.3		
庁内連絡会議	西脇市男女共同参画推進本部				
諮問機関	西脇市男女共同参画推進会議				
活動拠点施設	-				
主要事業	男女共同参画セミナー もっと すてきに“パートナー” 市民から公募した委員により、男女共同参画社会について啓発するためのセミナーを企画・運営する。(4回程度/年) 川柳コンクール 男女共同参画に関する川柳を募集し、入賞作品を人権週間(12/4～10)等に市役所ロビー、市内公共施設に掲示し、啓発を実施				

14 宝塚市				職員数	
主管課： 総務部人権啓発室人権男女共同参画課 所在地： 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 電話： 0797-71-1141 FAX： 0797-77-2171 e-mail： jinkenkeihatu@city.takarazuka.lg.jp ホームページ： http://www.city.takarazuka.hyogo.jp					
		男女共同参画担当課(室)		4名(専任2名・兼務2名)	
		男女共同参画センター等		指定管理者	
条 例	宝塚市男女共同参画推進条例	H14.6.25	H14.6.27	H14.7.1	
計 画	宝塚市男女共同参画プラン	H18.5	H18.5～H28.3 個別事業は、H23.3まで		
庁内連絡会議	都市経営会議				
諮問機関	宝塚市男女共同参画推進審議会				
活動拠点施設	宝塚市立男女共同参画センター 設置年月日：平成元年10月1日 開館日・時間：平日・土曜 9時～21時、日曜・祝日 9時～17時、第2日曜・年末年始休館 〒665-0845 宝塚市栄町2丁目1-2 ソリオ2 4階 電話：0797-86-4006 FAX：0797-83-2424 e-mail： elsenternpo-empower@tckyo.zaqr.jp ホームページ： http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/sankaku				
主要事業	男女共同参画プラン推進フォーラム 男女共同参画プランの市民への周知のために講演会等を開催 男女共同参画センターフェスティバル センターを市民等へ周知するため、公開学習会、講演会等を開催 (企画運営は、市民による実行委員会で行う。) 啓発誌「エル・コンパス」発行 男女共同参画に関する啓発記事・図書情報・講座案内等を掲載(年4回、2,000部発行)				

15 三木市							
主管課： 市民ふれあい部人権推進課 所在地： 〒673-0433 三木市福井1933-12 教育センター 3 階 電 話： 0794-82-2000 内線2390 FAX： 0794-89-2331 e-mail： jinken@city.miki.lg.jp ホームページ： http://www.city.miki.lg.jp/	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>6名(専任5名・兼務1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>3名(専任2名・兼務1名)</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	6名(専任5名・兼務1名)	男女共同参画センター等	3名(専任2名・兼務1名)
職員数							
男女共同参画担当課(室)	6名(専任5名・兼務1名)						
男女共同参画センター等	3名(専任2名・兼務1名)						
条 例	[三木市人権尊重のまちづくり条例(H13.1.1)に包括]						
計 画	三木市男女共同参画プラン H16.3 H16.4～H22.3						
庁内連絡会議	(検討中)						
諮問機関	(検討中)						
活動拠点施設	三木市男女共同参画センター(こらぼーよ) 設置年月日：平成14年9月2日 開館日・時間：月～金曜 9時～17時 〒673-0433 三木市福井1933-12 教育センター 3 階 電話：0794-89-2331 FAX：0794-89-2331 e-mail： jinken@city.miki.lg.jp ホームページ： http://www.city.miki.lg.jp/						
主要事業	男女共同参画セミナー ・「こころとからだの健康セミナー」 講師：里の家主宰 赤松 彰子さん ・男女共同参画週間記念講演 講師：吉廣紀代子さん ・男の自立講座 料理中級編・ぱーと2(全6回) 講師：料理教室講師 岡 臣子さん ・男の自立講座 料理中級編(全8回) 講師：料理教室講師 岡 臣子さん ・6周年記念事業 情報誌の発行 年2回(春・秋) 各3,000部発行 市公共施設・施設利用者ほか 女性のための相談室 電話相談 木曜日13:00～16:00 土曜日10:00～12:00 面接相談(要予約) 木曜日10:00～12:00 土曜日13:00～16:00						

16 高砂市						
主管課： 生活環境部市民活動推進課 所在地： 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 電 話： 079-443-9133 FAX： 079-442-6082 e-mail： cocot@city.takasago.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,0,84,411,html	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td rowspan="2">} 2名(兼務2名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	} 2名(兼務2名)	男女共同参画センター等
職員数						
男女共同参画担当課(室)	} 2名(兼務2名)					
男女共同参画センター等						
条 例	-					
計 画	たかさご男女共同参画プラン H12.1 H12.4～H23.3					
庁内連絡会議	たかさご男女共同参画プラン推進会議・幹事会					
諮問機関	たかさご男女共同参画プラン推進懇話会					
活動拠点施設	高砂市男女共同参画センター 設置年月日：平成13: 開館日・時間：月～金曜 8時30分～17時15分 土日祝日、年末年始は休み 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 電話：079-443-9133 FAX：079-442-6082 e-mail： cocot@city.takasago.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,0,84,411,html					
主要事業	相談事業 ・こころの相談：月曜日～金曜日 9:30～12:00,13:00～16:00 土日祝日・年末年始は休み ただし、面接相談は予約制 ・女性のための法律相談：毎月第4月曜日 13:00～16:00(一人30分) ただし事前相談が必要 情報誌の発行 男女共同参画に関するトピックを掲載した情報誌「cocot」を市民との協働で作成 10月と4月の年2回、各5,000部発行 啓発事業 ・男女共同参画週間事業：テーマ「未定」 ・センターPR講座 ・男の料理教室 開催日 10月19日(日) 参加者 20名 ・パパと子どもの料理教室：開催日 7月26日(土) 参加者 小学生の子どもと父親10組 講 師 伊保漁協女性部、生活研究グループ員 ・再就職支援センター 「女性のための再就職支援セミナー」連続講座 2回					

17 川西市							
主管課： 市民生活部 市民環境室 参画協働・相談課 所在地： 〒666-8501 川西市中央町12-1 電話： 072-740-1109 FAX： 072-740-1322 e-mail： kawa0178@city.kawanishi.lg.jp ホームページ： http://www.city.kawanishi.hyogo.jp	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>2名(専任1名・兼務1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>2名(兼務2名)</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	2名(専任1名・兼務1名)	男女共同参画センター等	2名(兼務2名)
職員数							
男女共同参画担当課(室)	2名(専任1名・兼務1名)						
男女共同参画センター等	2名(兼務2名)						
条 例	(検討中)						
計 画	川西市男女共同参画プラン H15.3 H15.4～H25.3						
庁内連絡会議	川西市男女共同参画推進本部						
諮問機関	川西市男女共同参画審議会						
活動拠点施設	川西市男女共同参画センター 設置年月日：平成14年6月9日 開館日・時間：平日9時～22時(第4日曜日及び12月29日～1月3日は休み) 〒666-0015 川西市小花1丁目8-1(ジョイン川西内) 電話：072-759-1856 FAX：072-759-1891 e-mail： kawa0017@city.kawanishi.lg.jp ホームページ： http://www.city.kawanishi.hyogo.jp						
主要事業	学習・啓発事業 ・広報「男女共同参画特集号」(年1回・4頁、全戸配布)、情報紙「ばれっと」(年2回2,000部)発行予定 ・再就職支援、子育て支援等各種講座開催 ・グループ活動助成金事業 ・2008川西市男女共同参画推進フォーラム 「あなたのアタリマエ? わたしのアタリマエ! アタリマエって・・・」 女性のための相談事業 ・面接・電話相談 火・水・木曜日(専門相談員)12:00～15:00(各3回・要予約) 電話相談 月・金曜日(カウンセリンググループ)10:00～12:00 男女共同参画職員研修会 全職員対象(管理職・一般職別)、DV・児童虐待等関連機関担当者研修						

18 小野市							
主管課： 市民安全部 ヒューマンライフG 男女共同参画推進G 所在地： 〒675-1380 小野市王子町806-1 電話： 0794-63-1017 FAX： 0794-63-3690 e-mail： danjo@city.ono.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.ono.hyogo.jp/p/1/8/17/	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>3名(兼務3名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>指定管理者</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	3名(兼務3名)	男女共同参画センター等	指定管理者
職員数							
男女共同参画担当課(室)	3名(兼務3名)						
男女共同参画センター等	指定管理者						
条 例	小野市はーと・シップ(男女共同参画)社会推進条例 H14.9.20 H14.9.26 H14.10.1						
計 画	はーと・シップ プラン H14.3 H14.3～H24.3						
庁内連絡会議	小野市男女共同参画推進本部						
諮問機関	小野市男女共同参画推進市民会議						
活動拠点施設	小野市男女共同参画センター 設置年月日：平成17年4月1日 開館日・時間：原則年中無休 開館時間9時～22時 窓口受付時間9時～20時 休館日：毎月第4火曜日(祝・祭りと重なる場合は翌日)、及び12月31日～1月3日 〒675-1366 小野市中島町7番地 小野市うるおい交流館 エクラ内 電話：0794-63-8156 FAX：0794-62-2400 e-mail： danjo@ksks-arche.jp ホームページ： http://www.ksks-arche.jp/danjo/						
主要事業	フォーラム、啓発・就業支援セミナーの開催 (フォーラム)開催日：平成20年6月22日 講師 市場恵子さん夫妻 演題：「対等で心地よいパートナーシップとは?」 (セミナー)男女共同参画気づき講座、父子講座、男性講座、女性法律講座、再就職準備講座(メンタル編、実用編)など 情報誌「はーと・シップ」の発行 年2回全戸配布(約16,500部) 男女共同参画センター便り 年2回発行 「エクラ・ハートフル・パーティ」少子化対策「出逢いの場」支援事業 女性法律講座 女性のための相談 毎週木曜日9:30～11:30電話相談、13:00～16:00面接相談(予約要) 特別啓発員派遣事業						

19 三田市			
主管課：	まちづくり部 市民協働室 まちづくり協働センター		
所在地：	〒669-1528 三田市駅前町2番1号		
電話：	079-563-8000		
e-mail：	machizukuri_u@city.sanda.lg.jp		
ホームページ：	http://www.city.sanda.lg.jp		
			職員数
		男女共同参画担当課(室)	} 4名(専任1名・兼務3名)
		男女共同参画センター等	
条 例	-		
計 画	第3次三田市男女共同参画計画	H18.3	H18.4～H23.3
庁内連絡会議	-		
諮問機関	三田市男女共同参画推進委員会		
活動拠点施設	三田市まちづくり協働センター(センター内に、人権・男女共同参画プラザを設置) 設置年月日：平成17年9月15日 開館日・時間：年末年始(12月29日～1月3日)以外 センター 10時～22時、プラザ 10時～17時、行政 10時～18時 〒669-1528 三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館(キッピーモール 6階) 電話：079-563-8000 FAX：079-563-8001 e-mail： machizukuri_u@city.sanda.lg.jp ホームページ：http://www.city.sanda.lg.jp		
主要事業	第8回男女共同参画週間記念事業 講演会 日時：平成20年7月5日(土)13:30～15:30 テーマ：自分らしく生きる 講師：評論家/NPO法人 高齢社会をよくする女性の会理事長 樋口恵子さん 定員：150人 情報紙の発行 男女共同参画に関する啓発記事を掲載(年2回、全戸配布) 男女共同参画啓発講座・セミナーの開催 女性のための相談事業(面談・電話相談) 毎週火曜 10:30～12:30 毎週木曜 13:30～17:30 第2・4土曜 10:30～17:30 *いずれも祝日、年末年始は除く		

20 加西市			
主管課：	市民参画課		
所在地：	〒675-2312 加西市北条町北条28-1 アステリア かさい3階 加西市男女共同参画センター		
電話：	0790-42-0105 FAX：0790-42-0133		
e-mail：	sankaku@city.kasai.hyogo.jp		
ホームページ：	http://www.nehime-net.jp/		
			職員数
		男女共同参画担当課(室)	} 3名(兼務3名)
		男女共同参画センター等	
条 例	(検討中)		
計 画	かさい男女共同参画ゆめプラン	H14.2	H14.4～H24.3
庁内連絡会議	加西市男女共同参画推進本部		
諮問機関	-		
活動拠点施設	加西市男女共同参画センター 設置年月日：平成15年3月27日 開館日：年末年始(12月28日～1月4日)以外の日 開館時間：9時～22時 〒675-2312 加西市北条町北条28-1 アステリアかさい3階 電話：0790-42-0105 FAX：0790-42-0133 e-mail： danjo@city.kasai.hyogo.jp ホームページ：http://www.nehime-net.jp/sankaku/		
主要事業	広報誌の発行 男女共同参画に関する情報誌「ゆめ色みらい」年2回(10月・3月)各3,000部発行 市内隣保回覧、市内企業、医療機関などに配布 啓発事業 講座の開催(年間を通じて) 男女共同参画都市宣言都市奨励事業(内閣府共催) 再就職支援 再就職をめざすために必要な技能習得 女性のためのパソコン講座 年3回 ファミリーサポートクラブの運営		

21 篠山市							
主管課： 市民生活部人権推進課男女共同参画係 所在地： 〒669-2397 篠山市北新町41 電話： 079-552-6926 FAX： 079-552-5764 e-mail： jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.sasayama.hyogo.jp	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>3名(兼務2名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>上記兼務</td> </tr> </tbody> </table>		職員数	男女共同参画担当課(室)	3名(兼務2名)	男女共同参画センター等	上記兼務
	職員数						
男女共同参画担当課(室)	3名(兼務2名)						
男女共同参画センター等	上記兼務						
条 例	-						
計 画	篠山市男女共同参画プラン H14.3 H14.4～H24.3						
庁内連絡会議	篠山市男女共同参画推進本部 篠山市男女共同参画推進庁内会議						
諮問機関	-						
活動拠点施設	篠山市男女共同参画センター・フィフティ 設置年月日：平成15年4月 開館日・時間：月～金 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始は休館) 〒669-2397 篠山市北新町41 市役所第2庁舎3階 電話：079-552-6926 FAX：079-552-5764 e-mail： jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.sasayama.hyogo.jp/danjo/index.html						
主要事業	篠山市男女共同参画推進研修 各自治会選任の「篠山市男女共同参画推進員」の研修会(男女共同参画週間) 篠山市男女共同参画セミナーの開催 女性のための相談室 毎週 月・水・金曜日 9:00～16:45 面接・電話相談						

22 養父市							
主管課： 市民生活部人権推進課 所在地： 〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675 電話： 079-662-6142 FAX： 079-662-7491 e-mail： jinkensuishin@city.yabu.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.yabu.hyogo.jp/	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>1名(専任1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		職員数	男女共同参画担当課(室)	1名(専任1名)	男女共同参画センター等	
	職員数						
男女共同参画担当課(室)	1名(専任1名)						
男女共同参画センター等							
条 例	(検討中)						
計 画	養父市男女共同参画プラン H19.3 H19.4～H24.3						
庁内連絡会議	養父市男女共同参画推進本部						
諮問機関	-						
活動拠点施設	養父市男女共同参画センター 設置年月日：平成19年4月1日 開館日・時間：月～金曜〔土、日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休み〕10時～18時 〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1219番地5 ショッピングタウンペア2階 電話：079-662-7765 FAX：079-662-6255 e-mail： sankaku-c@fureai-net.tv ホームページ： http://www.city.yabu.hyogo.jp/						
主要事業	相談事業 参画センターにおける総合相談窓口の開設 啓発事業 セミナー、フォーラムの開催 パンフレットの作成、情報誌の発行、市広報紙への掲載 男女共同参画推進員の設置						

23 丹波市			
主管課： 企画部 心の合併室 所在地： 〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地 電話： 0795-82-1001 FAX： 0795-82-5448 e-mail： kokoronogappei@city.tamba.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.tamba.hyogo.jp			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	丹波市男女共同参画計画 丹(まごころ)の里 ハーモニープラン H19.12		H20.4～H25.3
庁内連絡会議	丹波市男女共同参画推進本部		
諮問機関	-		
主要事業	自治会に男女共同参画推進員設置 平成20年度から市内298自治会内に「男女共同参画推進員」の設置を依頼 自治会男女共同参画推進員を対象に研修会開催、自治会で年1回以上の住民学習会開催 自治会推進員を通じて男女共同参画についてきめ細かな周知・啓発・情報提供及び市民意識の収集 啓発事業 ・男女共同参画週間にフォーラムの開催 テーマ：未定 ・男女共同参画プラン概要版を全戸配布 ・市広報紙での男女共同参画特集号掲載		

24 南あわじ市			
主管課： 健康福祉部 少子対策課 所在地： 〒656-0192 南あわじ市広田広田1064 電話： 0799-44-3040 FAX： 0799-43-3036 e-mail： shoushitaisaku@city.minamiawaji.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	南あわじ市男女共同参画計画		H20.3 H20.4～H30.3
庁内連絡会議	南あわじ市少子対策推進本部		
諮問機関	-		
主要事業	女性の再チャレンジ 女性の再就職に役立つ情報コーナーの設置		

25 朝来市			
主管課： 市民生活部人権推進共同参画課 所在地： 〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1 電話： 079-672-6122 FAX： 079-672-4041 e-mail： jinken@city.asago.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.asago.hyogo.jp			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	5名(専任1名・兼務4名)
		男女共同参画センター等	-
条例	(検討中)		
計画	朝来市男女共同参画プラン		H19.11.6 H20.4～H25.3
庁内連絡会議	朝来市男女共同参画推進本部		
諮問機関	(仮称)朝来市男女共同参画審議会		
主要事業	男女共同参画推進のため推進体制の充実 ・朝来市男女共同参画推進本部(市長を本部長とし部長級を委員とし、全庁的にプランの推進) ・(仮称)男女共同参画審議会の設置(プランの推進状況の評価及び調査・研究) ・(仮称)男女共同参画推進委員会の設置(市民、企業によるプランの推進や実践) 女性問題相談事業(6月から実施予定) ・毎月第2水曜日 午後1時から4時まで 面接・電話相談 啓発事業 ・市広報紙による継続的な啓発 ・男女共同参画に関する講演会・学習会の開催 ・出前講座による啓発事業		

26 淡路市			
主管課： 市民生活部市民課市民相談係 所在地： 〒656-2292 淡路市生穂新島8番地 電話： 0799-64-0001 FAX： 0799-64-2528 e-mail： awaji_shimin@city.awaji.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.awaji.hyogo.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	-		
庁内連絡会議	-		
諮問機関	-		
主要事業	-		

27 宍粟市			
主管課： 人権推進課 人権推進係 所在地： 〒671-2576 宍粟市山崎町鹿沢65-3 宍粟防災センター2階 人権相談室 電話： 0790-63-0840 FAX： 0790-63-0841 e-mail： jinkensuishin-kk@city.shiso.lg.jp ホームページ： http://www.city.shiso.lg.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	3名(兼務3名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	(検討中)		
庁内連絡会議	-		
諮問機関	-		
主要事業	-		

28 加東市			
主管課： 教育委員会 人権教育課 所在地： 〒679-0292 加東市下滝野1269番地2 加東市役所 滝野庁舎 2階 電話： 0795-48-3598 FAX： 0795-48-3705 e-mail： jinken-kyoiku@city.kato.lg.jp ホームページ： http://www.city.kato.lg.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	4名(兼務4名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	(仮称)加東市男女共同参画プラン		
庁内連絡会議	-		
諮問機関	加東市男女共同参画プラン策定委員会		
主要事業	加東市男女共同参画プラン策定事業 ・男女共同参画の啓発推進事業として、市民公募委員を含む策定委員会で加東市男女共同参画プランを策定する。 情報誌の発行(夢きらめいて) ・人権問題の解決、男女共同参画の推進を広く啓発PRするために発行 ・年2回(10月・3月) 各15,000部発行 全戸配布		

29 たつの市			
主管課： 市民生活部人権推進課 所在地： 〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1 電話： 0791-64-3151 FAX： 0791-63-2594 e-mail： jinkensuishin@city.tatsuno.lg.jp ホームページ： http://www.city.tatsuno.hyogo.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)
		男女共同参画センター等	-
条 例	-		
計 画	たつの市男女共同参画プラン	H20.3	H20.4～H29.3
庁内連絡会議	-		
諮問機関	-		
活動拠点施設	-		
主要事業	女性コミュニティ活動支援事業 市内の女性による団体が自主的な地域活動をさらに高めるために実施する事業に対して補助金を交付することにより、団体がより活力を持って活動することを支援し、女性の社会参画の豊かなまちづくりを実践することに寄与する。 情報誌の発行 男女共同参画に係る啓発のための情報誌を発行 年1回、全戸配付 男女共同参画セミナー 男女共同参画推進のためのセミナーを開催		

30 猪名川町			
主管課： 総務部企画財政課 所在地： 〒666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話： 072-766-8711 FAX： 072-767-2255 e-mail： kikaku@town.inagawa.lg.jp ホームページ： http://www.town.inagawa.hyogo.jp			
			職員数
		男女共同参画担当課(室)	2名(兼務2名)
		男女共同参画センター等	-
条 例	-		
計 画	猪名川町男女共同参画行動計画	H13.3	H13.4~H18.3
庁内連絡会議	猪名川町男女共同参画推進会議		
諮問機関	猪名川町男女共同参画推進懇談会		
主要事業	男女共同参画グループ「いき生きライフ」主催で下記の事業を実施 講演会を年3回開催 「男が作る家庭料理」をテーマに、料理講習会を開催 その他、毎月1回活動		

31 稲美町			
主管課： 生涯学習課(住民協働係) 所在地： 〒675-1115 加古郡稲美町国岡1-1 電話： 079-492-2340 FAX： 079-492-6768 e-mail： syougaigakusyu@town.hyogo-inami.lg.jp ホームページ： http://www.town.hyogo-inami.lg.jp/			
			職員数
		男女共同参画担当課(室)	2名(兼務2名)
		男女共同参画センター等	-
条 例	-		
計 画	稲美町男女共同参画プラン	H14.3	H14.4~H24.3
庁内連絡会議	稲美町男女共同参画プラン推進委員会		
諮問機関	-		
主要事業	女性セミナー 一般の女性を対象にしたセミナー 年2回開催 女性法律相談 通常の法律相談とは別に、離婚問題やDVなどを取り扱う女性のみを対象にした法律相談 1回6人ずつを年2回開催 人権啓発講座 年7回開催する講座のうちの2~3回程度を、男女共同参画をテーマに開催		

32 播磨町			
主管課： 生涯学習グループ 所在地： 〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1丁目5-30 電話： 0794-35-0565 FAX： 0794-37-4193 e-mail： sgaku@town.harima.lg.jp ホームページ： http://www.town.harima.hyogo.lg.jp/			
			職員数
		男女共同参画担当課(室)	2名(兼務2名)
		男女共同参画センター等	-
条 例	-		
計 画	播磨町男女共同参画行動計画	H14.3	H14.4~H24.3
庁内連絡会議	-		
諮問機関	-		
主要事業	女性法律相談事業 女性問題について、女性弁護士による無料法律相談窓口を設置し、毎月2回実施		

33 多可町			
主管課：企画情報課 新生活創造室 所在地：〒679-1192 多可郡多可町中区中村町1 2 3 電話：0795-32-4776 FAX：0795-32-2349 e-mail：newlife@takacho.jp ホームページ：http://www.takacho.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	2名(兼務2名)
		男女共同参画センター等	-
条例	(検討中)		
計画	多可町男女共同参画計画	H20.3 策定	平成20年度～平成29年度
庁内連絡会議	(検討中)		
諮問機関	(検討中)		
主要事業	啓発講演会、セミナー 男女共同参画についての講演会やセミナーの開催を通じて意識啓発を図る。 ・男女共同参画セミナー・講演会 (3回程度) ・再就職支援セミナー開催 (全4回) 広報誌を活用した啓発		

34 神河町			
主管課：政策調整課 所在地：〒679-3116 神崎郡神河町寺前6 4 電話：0790-34-0969 FAX：0790-34-0691 e-mail：seisaku@town.kamikawa.hyogo.jp ホームページ：http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	3名(兼務3名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	-		
庁内連絡会議	H20年度に設置予定		
諮問機関	-		
主要事業	啓発事業 「毎月11日は人権を確かめる日」リーフレット等を活用した啓発活動 子育て学習センター事業 安心して子どもを産み育てるための両親支援 地域サロン事業 地域づくりへの男女共同参画を促進する 「ハートがふれあう地域づくり補助金」の活用		

35 市川町			
主管課：総務課 所在地：〒679-2392 神崎郡市川町西川辺1 6 5 - 3 電話：0790-26-1010 FAX：0790-26-1049 e-mail：kikaku@town.ichikawa.hyogo.jp ホームページ：http://www.town.ichikawa.hyogo.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	2名(兼務2名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	-		
庁内連絡会議	-		
諮問機関	-		
主要事業	広報紙を利用した啓発事業 人権教育講座 男女共同参画を盛り込んだ講座を開催する 内容：多様性ワークショップ～違いを豊かさに～ 対象者：町のリーダー、学校担当者ほか、一般受講生		

36 福崎町	
主管課： 教育委員会 社会教育課 所在地： 〒679-2280 神崎郡福崎町南田原 3 1 1 6 - 1 電 話： 0790-22-0560 FAX： 0790-22-0630 e-mail： syakai@town.fukusaki.hyogo.jp ホームページ：http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/	
	職員数
	男女共同参画担当課（室） 1名（兼務1名）
	男女共同参画センター等 -
条 例	-
計 画	-
庁内連絡会議	-
諮問機関	-
主要事業	サルビアセミナー 4月～3月までの期間に10回の講座を行う。 趣旨：生きがいづくり、情報交換や出会いの場の提供等 内容：講演、実習、見学会など 講演「『病を与えられるということ』」 講師 姫路聖マリア病院整形外科部長 鍋島祐次氏 ほか 実習「『リンパマッサージ』～体の内側からキレイになろう」 ほか

37 太子町	
主管課： 総務部企画政策課 所在地： 〒671-1592 揖保郡太子町鷗 1 3 6 9 - 1 電 話： 079-277-5998 FAX： 079-276-3892 e-mail： kikaku@town.taishi.hyogo.jp ホームページ：http://www.town.taishi.hyogo.jp	
	職員数
	男女共同参画担当課（室） 1名（兼務1名）
	男女共同参画センター等 -
条 例	-
計 画	太子町男女共同参画プラン H16.6 H16.6～H21.3
庁内連絡会議	-
諮問機関	-
主要事業	男女共同参画プラン策定事業 今年度中にプラン計画策定を予定している。

38 上郡町	
主管課： 社会教育課 生涯学習係 所在地： 〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡 4 5 9 - 1 電 話： 0791-52-1125 FAX： 0791-52-2753 e-mail： syakai@town.kamigori.hyogo.jp ホームページ：http://www.town.kamigori.hyogo.jp/	
	職員数
	男女共同参画担当課（室） 3名（兼務3名）
	男女共同参画センター等 -
条 例	-
計 画	-
庁内連絡会議	-
諮問機関	-
主要事業	男女共同参画学習セミナー事業 生涯学習講座（年3回）のうちの1回を男女共同参画の講座とし、講師を招く。 （平成20年11月30日（日）神戸常盤大学短期大学部准教授 小崎恭弘さん）

39 佐用町			
主管課：生涯学習課 所在地：〒679-5301 佐用郡佐用町佐用2585 さよう文化情報センター内（月曜日休館） 電話：0790-82-3336 FAX：0790-82-0313 e-mail：orihime@town.sayo.lg.jp ホームページ：http://www.town.sayo.lg.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課（室）	1名（兼務1名）
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	-		
庁内連絡会議	-		
諮問機関	-		
主要事業	-		

40 香美町			
主管課：町民課人権推進室 所在地：〒669-6592 美方郡香美町香住区香住870番地の1 電話：0796-36-1111 FAX：0796-36-3809 e-mail：choumin@town.mikata-kami.lg.jp ホームページ：http://www.town.mikata-kami.lg.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課（室）	1名（兼務1名）
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	香美町男女共同参画行動計画	H19.3	H19.4～H29.3
庁内連絡会議	-		
諮問機関	-		
主要事業	男女共同参画推進事業 策定した行動計画に基づき、関係機関と連携しながら推進に向けた事業を実施する。		

41 新温泉町			
主管課：総務課人権推進室（文化会館） 所在地：〒669-6702 美方郡新温泉町浜坂2135-1 電話：0796-82-3328 FAX：0796-82-4644 e-mail：jinken@town.shinonsen.hyogo.jp ホームページ：http://www.town.shinonsen.hyogo.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課（室）	1名（兼務1名）
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	新温泉町男女共同参画社会プラン	H20.3	H20.3～H24.3
庁内連絡会議	-		
諮問機関	-		
活動拠点施設	（検討中）		
主要事業	男女共同参画プラン推進事業 策定したプランに基づき、男女共同参画社会の形成の促進を図る。 広報紙、パンフレット等による啓発。		

2 県内市町における女性の公職参加状況

(H20.4.1現在)

	市町名	審議会等登用目標 1			審議会登用状況 2			議員			採用職員			職員数 3			管理職 4		
		目標値	目標年度	対象審議会女性比率	委員総数	うち女性委員数	女性委員割合	議員数	うち女性議員数	女性議員割合	採用職員数	うち女性職員数	女性職員割合	職員数	うち女性職員数	女性職員割合	管理職数	うち女性管理職数	女性管理職割合
市	神戸市	35%	H22	30.1	1,862	472	25.3	68	12	17.6	437	269	61.6	17,431	5,254	30.1	978	84	8.6
	姫路市	30%	H24	21.2	1,146	252	22.0	49	5	10.2	63	36	57.1	3,962	1,106	27.9	258	7	2.7
	尼崎市	33.3%	H23	32.4	762	247	32.4	42	10	23.8	96	38	39.6	3,428	995	29.0	260	12	4.6
	明石市	30%	H22	20.0	630	126	20.0	31	5	16.1	16	5	31.3	2,566	883	34.4	307	43	14.0
	西宮市	35%	H23	25.5	467	119	25.5	44	9	20.5	180	54	30.0	3,579	1,213	33.9	306	21	6.9
	洲本市	-	-	-	361	59	16.3	21	0	0.0	11	7	63.6	548	247	45.1	68	1	1.5
	芦屋市	40%	H23	32.9	347	101	29.1	21	5	23.8	40	30	75.0	941	431	45.8	119	15	12.6
	伊丹市	40%	H27	29.8	436	121	27.8	28	5	17.9	78	34	43.6	2,014	758	37.6	229	35	15.3
	相生市	30%	H24	15.4	246	38	15.4	16	1	6.3	15	5	33.3	321	107	33.3	61	6	9.8
	豊岡市	50%	H23	24.6	528	122	23.1	28	2	7.1	20	12	60.0	1,024	280	27.3	125	5	4.0
	加古川市	50%	H22	28.6	527	125	23.7	33	5	15.2	92	53	57.6	2,350	905	38.5	257	17	6.6
	赤穂市	30%	H20	19.0	469	87	18.6	24	3	12.5	35	21	60.0	932	453	48.6	161	40	24.8
	西脇市	30%	H23	12.9	207	29	14.0	20	1	5.0	38	25	65.8	670	375	56.0	89	10	11.2
	宝塚市	40%	H23	32.5	591	192	32.5	26	7	26.9	69	33	47.8	2,173	866	39.9	275	40	14.5
	三木市	30%	-	27.3	484	132	27.3	20	3	15.0	37	23	62.2	1,023	445	43.5	125	26	20.8
	高砂市	30%	H22	17.0	288	49	17.0	24	4	16.7	29	9	31.0	1,213	543	44.8	216	38	17.6
	川西市	40%	H24	23.6	524	127	24.2	30	6	20.0	53	31	58.5	1,407	493	35.0	229	12	5.2
	小野市	30%	H23	28.4	274	80	29.2	18	0	0.0	39	28	71.8	554	230	41.5	129	30	23.3
	三田市	30%	H22	25.4	259	62	23.9	24	5	20.8	28	19	67.9	1,146	426	37.2	220	37	16.8
	加西市	30%	H24	15.3	236	36	15.3	20	2	10.0	36	19	52.8	716	337	47.1	99	14	14.1
	篠山市	30%	H23	21.7	396	72	18.2	20	2	10.0	10	7	70.0	508	158	31.1	99	15	15.2
	養父市	30%	H23	21.6	370	80	21.6	22	1	4.5	2	0	0.0	410	122	29.8	71	5	7.0
	丹波市	-	-	-	462	103	22.3	29	2	6.9	8	1	12.5	763	259	33.9	84	4	4.8
	南あわじ市	33%	H28	19.1	513	98	19.1	28	3	10.7	7	5	71.4	633	275	43.4	88	6	6.8
朝来市	30%	H22	18.7	364	68	18.7	26	1	3.8	6	4	66.7	447	126	28.2	95	6	6.3	
淡路市	-	-	-	280	47	16.8	28	4	14.3	6	4	66.7	619	267	43.1	170	38	22.4	
宍粟市	-	-	-	228	37	16.2	25	2	8.0	11	4	36.4	800	340	42.5	103	6	5.8	
加東市	-	-	-	258	51	19.8	20	0	0.0	17	10	58.8	562	258	45.9	79	21	26.6	
たつの市	-	-	-	444	77	17.3	28	0	0.0	16	7	43.8	961	351	36.5	181	17	9.4	
阪神北	猪名川町	-	-	-	302	75	24.8	16	2	12.5	6	2	33.3	265	71	26.8	52	7	13.5
東播磨	稲美町	-	-	-	174	38	21.8	16	3	18.8	4	1	25.0	180	57	31.7	32	2	6.3
	播磨町	40%	H24	28.6	151	45	29.8	18	8	44.4	2	1	50.0	182	62	34.1	19	0	0.0
北播磨	多可町	40%	H28	20.1	293	56	19.1	18	3	16.7	2	0	0.0	277	109	39.4	20	1	5.0
中播磨	神河町	-	-	-	263	51	19.4	16	0	0.0	12	7	58.3	382	197	51.6	63	13	20.6
	市川町	-	-	-	197	20	10.2	14	0	0.0	5	4	80.0	146	73	50.0	20	3	15.0
	福崎町	-	-	-	240	29	12.1	17	1	5.9	9	2	22.2	164	77	47.0	21	0	0.0
西播磨	太子町	-	-	-	158	22	13.9	16	3	18.8	7	3	42.9	197	82	41.6	45	1	2.2
	上郡町	-	-	-	241	41	17.0	16	1	6.3	5	3	60.0	169	60	35.5	37	4	10.8
	佐用町	-	-	-	226	22	9.7	21	3	14.3	4	3	75.0	388	121	31.2	27	0	0.0
但馬	香美町	40%	H28	31.9	185	35	18.9	20	0	0.0	5	3	60.0	349	137	39.3	22	2	9.1
	新温泉町	30%	H21	17.6	341	57	16.7	20	1	5.0	4	3	75.0	331	152	45.9	46	11	23.9
合計	-	-	-	16,730	3,700	22.1	1,021	130	12.7	1,560	825	52.9	56,731	19,701	34.7	5,885	655	11.1	

兵庫県	32%	H20	31.8	804	203	25.2	92	11	12.0	1045	336	32.2	35,081	9,459	27.0	1,013	40	3.9
-----	-----	-----	------	-----	-----	------	----	----	------	------	-----	------	--------	-------	------	-------	----	-----

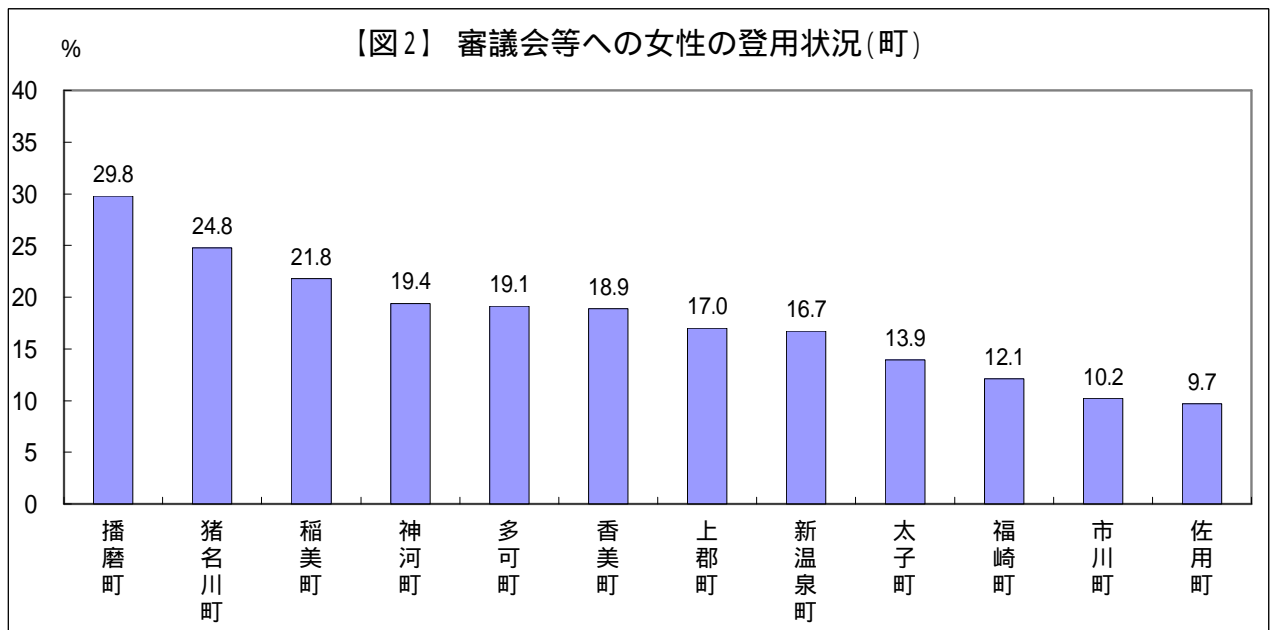
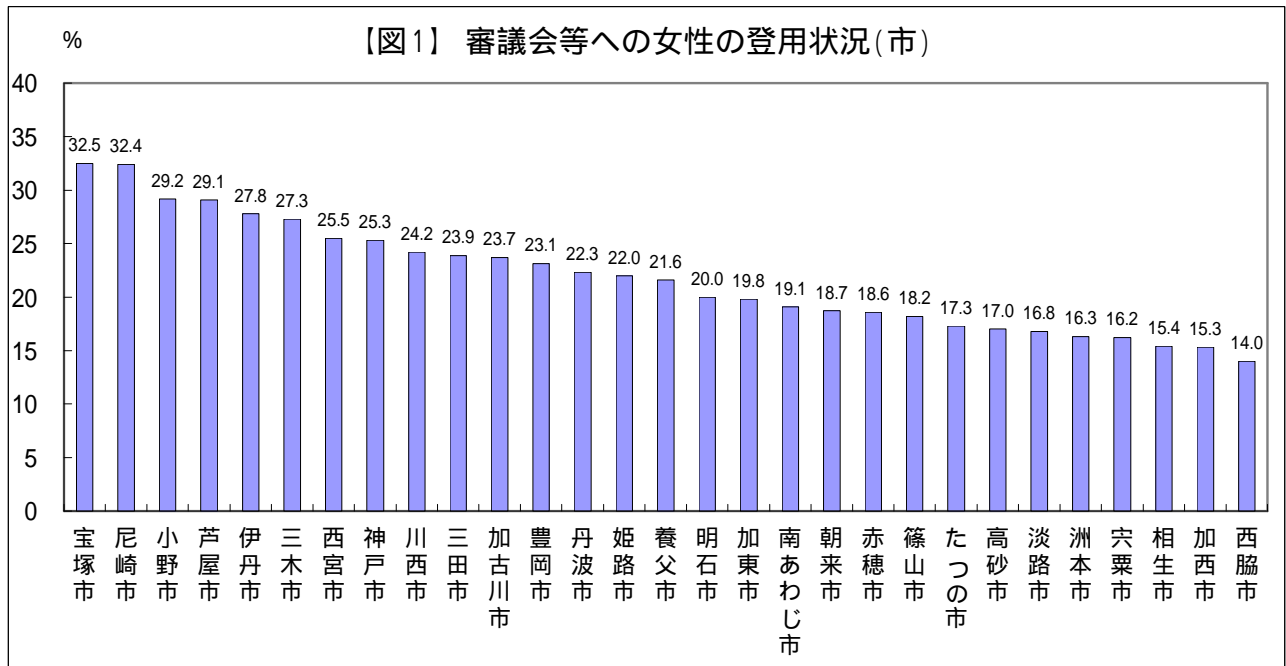
出典：市町男女共同参画施策推進状況調査(平成20年度)

- 1 目標の対象となる審議会の範囲は市町により異なる。
- 2 対象となる審議会等は地方自治法(第202条の3)に基づき設置するものである。
地方自治法第202条の3「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」
- 3 対象は正規職員である。
- 4 対象職種は、一般行政職、研究職、医師職、看護・保健職、消防職等である。(ただし、公立学校の校長・教頭等は除く。)管理職は、課長級以上としたが、市町により回答の基準が異なるため、管理職総数は大きく異なる。)

審議会等委員への女性の登用

県内各市町における審議会等への女性の登用状況について、単純平均でみると、市 23.0%、町 17.7%となっています（図1、2）。

このうち、29市町では、女性委員の登用率について数値目標を掲げ、登用推進に向け取り組んでいます。

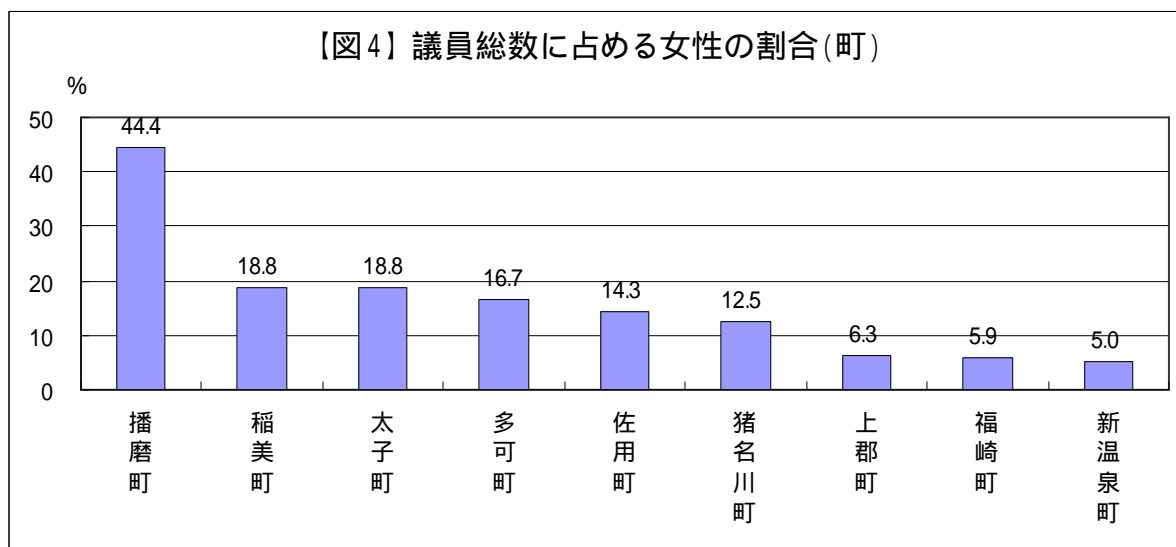
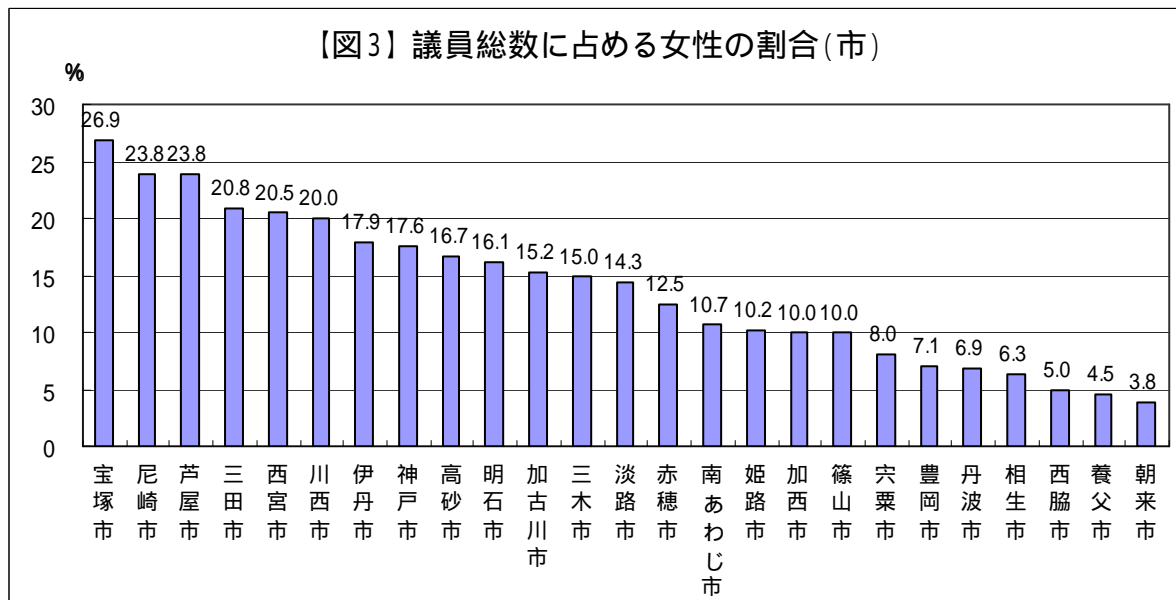


資料：兵庫県企画県民部調べ(2008年)

対象は法令(法律、条例)設置の審議会等(2008年4月1日現在)

地方議会への女性の参画

県内各市町の職員に占める女性の割合をみると、単純平均で市 12.9%、町 12.0%となっています。また、議員に占める女性割合が0%の自治体は4市3町です（図3、4）。



資料：兵庫県企画県民部調べ（2008年）

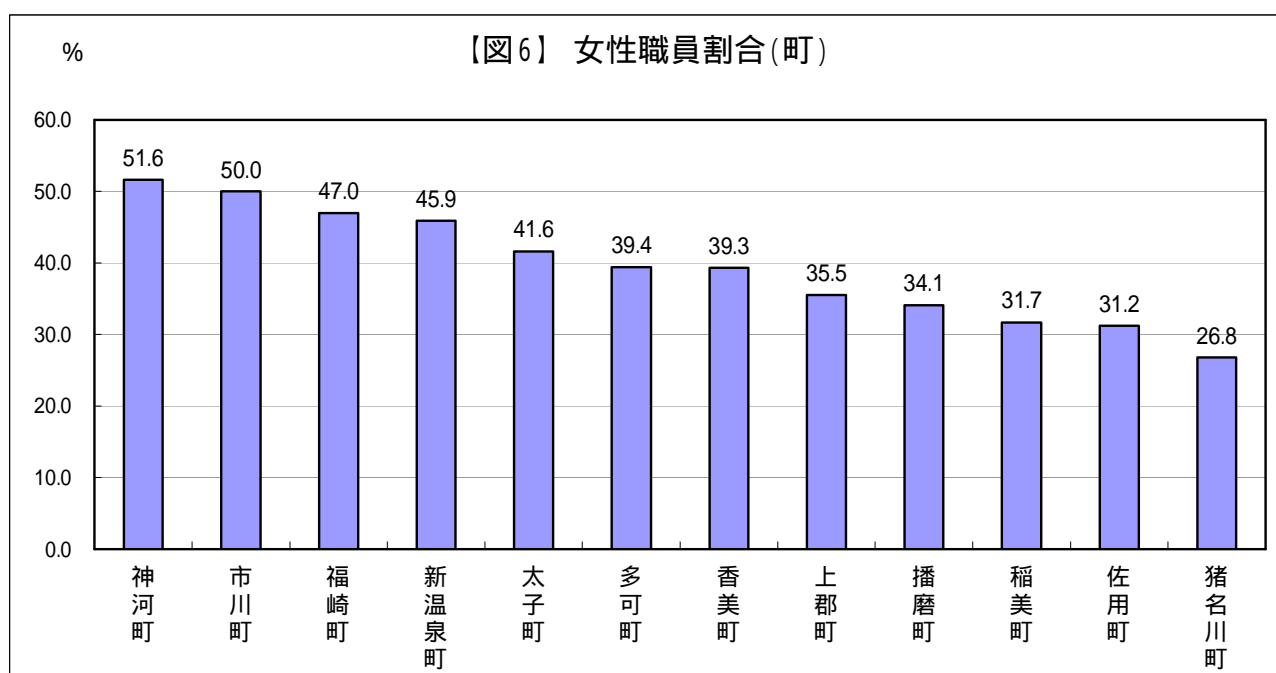
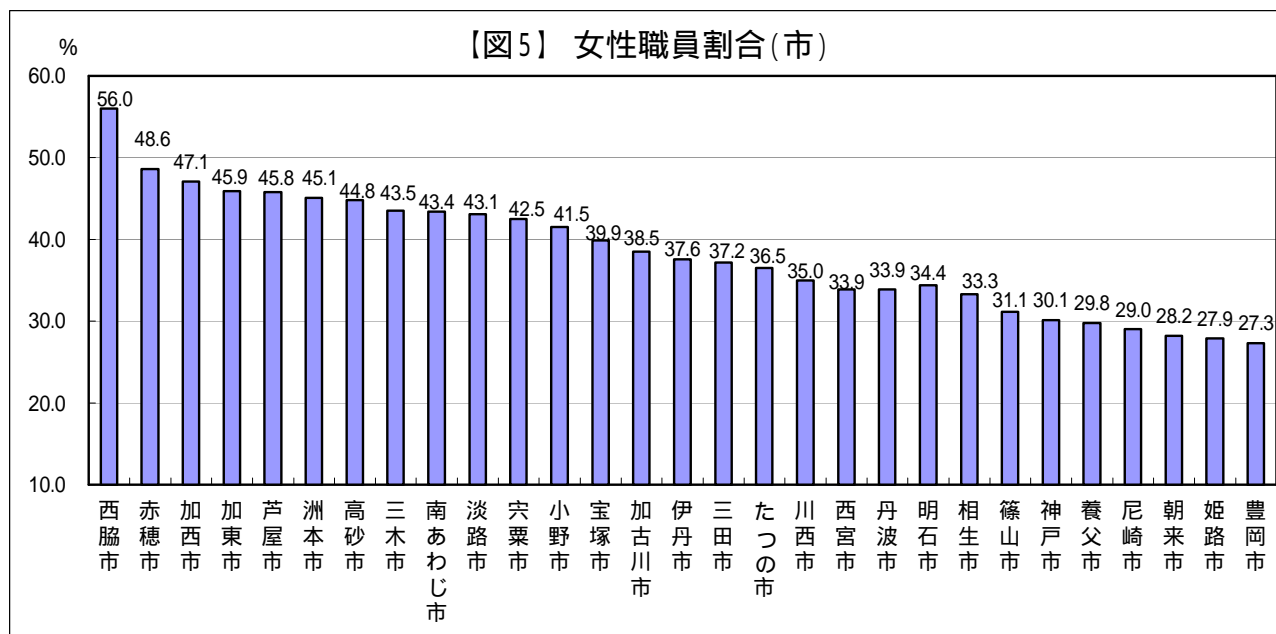
調査時点、2008年4月1日現在

議員に占める女性の割合が0%なのは、洲本市、小野市、加東市、たつの市、神河町、市川町、香美町である。

職員に占める女性の割合

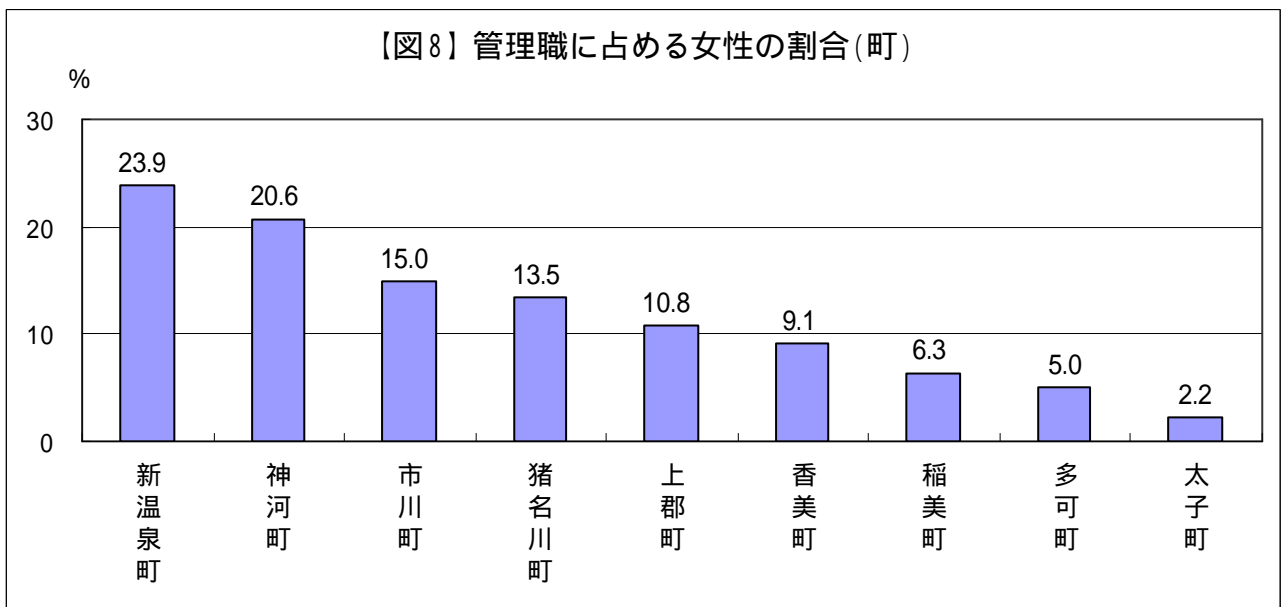
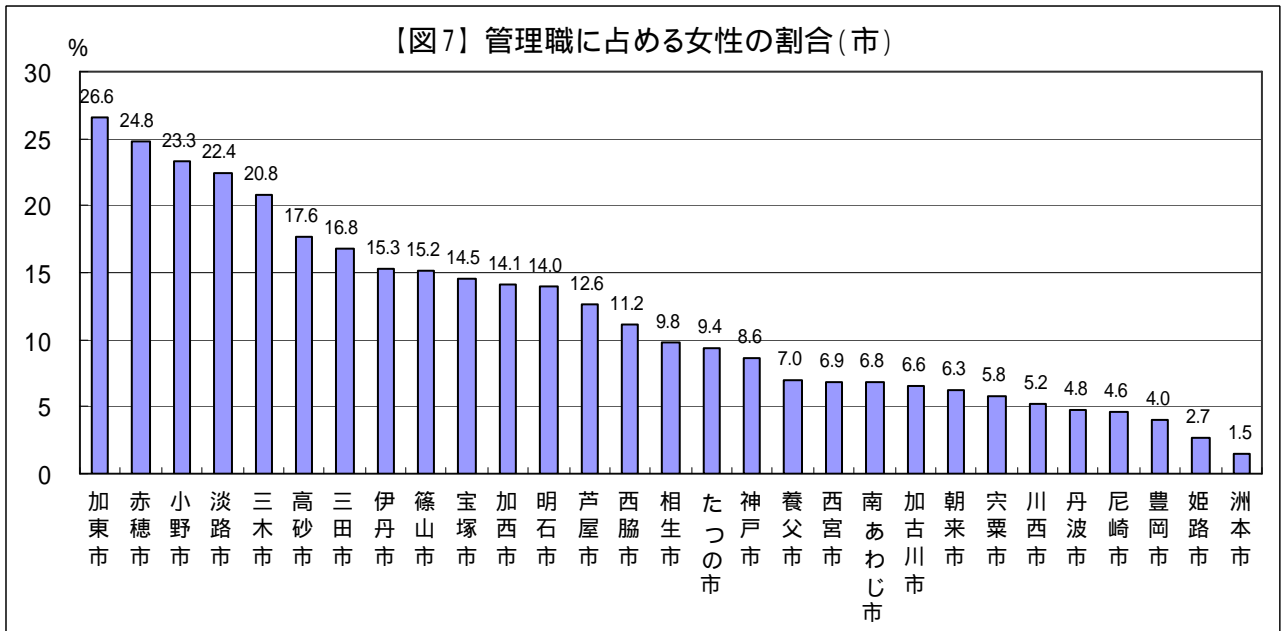
県内各市町の職員に占める女性の割合をみると、単純平均で市 34.5%、町 39.5%となっています（図5、6）

また、管理職（本庁課長相当以上）に占める女性の割合をみると、単純平均で市 11.1%、町 10.9%で、管理職に占める女性割合が0%の自治体は3町あります（図7、8）



資料：兵庫県企画県民部調べ（2008年）

調査時点、2008年4月1日現在



資料：兵庫県企画県民部調べ（2008年）

調査時点、2008年4月1日現在

管理職に占める女性の割合が0%なのは、播磨町、福崎町、佐用町である。

3 県内市町 男女共同参画活動拠点施設一覧

	名称(愛称)・所在地	連絡先	開館日
神戸市	神戸市男女共同参画センター (あすてっぷKOBÉ) 〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-3	TEL 078-361-6977 FAX 078-361-6477 e-mail: astep@smile.odn.ne.jp	火曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～17時
姫路市	姫路市男女共同参画推進センター (あいめっせ) 〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階	TEL 079-287-0803 FAX 079-287-0805 e-mail: i-messae@city.himeji.hyogo.jp	9時～21時 年末年始(12/28～1/4)、臨時 休館日を除く
尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター (尼崎市女性センター・トレピエ) 〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号	TEL 06-6436-6311 FAX 06-6436-5757 e-mail: info@amagasaki-trepied.com	月曜～土曜 9時～21時 祝日、年末年始を除く
明石市	あかし男女共同参画センター 〒673-0886 明石市東仲ノ町6-1 アスパア明石北館7階	TEL 078-918-5611 FAX 078-918-5617 e-mail: danjyo@city.akashi.hyogo.jp	火曜～日曜 9時～22時
西宮市	西宮市男女共同参画センター (ウェーブ) 〒663-8204 西宮市高松町4番8号 ブレラにしのみや4階	TEL 0798-64-9495 FAX 0798-64-9496 e-mail: jyosei@nishi.or.jp	9時～22時 年末年始(12/29～1/3)を除く
芦屋市	芦屋市男女共同参画センター (ウィザスあしや) 〒659-0092 芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋2階	TEL 0797-38-2023 FAX 0797-38-2175 e-mail: josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp	9時～17時15分 土日祝日を除く
伊丹市	伊丹市女性交流サロン 〒664-0855 伊丹市御願塚6丁目1-1 伊丹市立女性・児童センター内	TEL 072-772-7248 FAX 072-772-7248 e-mail: salon@itami-danjo.jp	9時～17時15分 火曜、祝日、年末年始を除く
相生市	相生市男女共同参画センター 〒678-0031 相生市旭1丁目19-33 相生市民会館内	TEL 0791-23-7130 FAX 0791-23-7137 e-mail: machizukuri@city.aioi.hyogo.jp	9時～17時15分 土日祝日、年末年始を除く
加古川市	加古川市男女共同参画センター 〒675-0066 加古川市加古川町寺家町45番地 加古川産業会館JAビル3階	TEL 079-424-7172 FAX 079-454-4190 e-mail: danjyo@city.kakogawa.hyogo.jp	月曜～金曜 9時～18時 祝日、年末年始(12/29～1/3) を除く

	名称(愛称)・所在地	連絡先	開館日
赤穂市	赤穂市女性交流センター 〒678-0233 赤穂市加里屋中洲3丁目55番地 赤穂市民会館3階	TEL 0791-43-7800	火曜～日曜 9時～17時 年末年始(12/29～1/3)を除く
宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター (エル) 〒665-0845 宝塚市栄町2丁目1-2 ソリオ2 4階	TEL 0797-86-4006 FAX 0797-83-2424 e-mail: elsenternpo-empower@tckyo.zaqr.jp	月曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～17時 第2日曜、年末年始を除く
三木市	三木市男女共同参画センター (こらぼーよ) 〒673-0433 三木市福井1933-12	TEL 0794-89-2331 FAX 0794-89-2331 e-mail:jinken@city.miki.lg.jp	月曜～金曜 9時～17時15分
高砂市	高砂市男女共同参画センター 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	TEL 079-443-9133 FAX 079-442-6082 e-mail: cocot@city.takasago.hyogo.jp	月曜～金曜 8時30分～17時15分 土日祝、年末年始を除く
川西市	川西市男女共同参画センター (パレットかわにし) 〒666-0015 川西市小花1丁目8-1	TEL 072-759-1856 FAX 072-759-1891 e-mail: kawa0017@city.kawanishi.lg.jp	9時～22時 第4日曜、年末年始(12/29～1/3)を除く
小野市	小野市男女共同参画センター 〒675-1366 小野市中島町72番地 小野市うるおい交流館 エクラ内	TEL 0794-63-8156 FAX 0794-62-2400 e-mail:danjo@ksks-arche.jp	9時～22時 第4火曜、年末年始(12/31～1/3)のぞく
三田市	三田市まちづくり協働センター 〒669-1528 三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館キビル5・6階	TEL 079-563-8000 FAX 079-563-8001 e-mail: machizukuri_u@city.sanda.lg.jp	10時～22時 年末年始(12/29～1/3)を除く
加西市	加西市男女共同参画センター 〒675-2312 加西市北条町北条28-1 アステアかさい3階	TEL 0790-42-0105 FAX 0790-42-0133 e-mail: sankaku@city.kasai.hyogo.jp	9時～22時 月曜、年末年始(12/28～1/4)のぞく
篠山市	篠山市男女共同参画センター (ファイティ) 〒669-2397 篠山市北新町41 篠山市役所第2庁舎3階	TEL 079-552-6926 FAX 079-552-5764 e-mail: jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp	月曜～金曜 8時30分～17時15分 祝日、年末年始を除く
養父市	養父市男女共同参画センター 〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1219番地5 ショッピングタウンペア2階	TEL 079-662-7765 FAX 079-662-6255 e-mail:sankaku-c@fureai-net.tv	月曜～金曜 10時～18時 祝日、年末年始(12/29～1/3)のぞく

参 考 資 料

男女共同参画社会づくり条例、同規則

(条例に基づく取組)

- ・男女共同参画社会づくり協定制度の概要
- ・男女共同参画推進員制度の概要
- ・男女共同参画申出処理制度の概要

男女共同参画推進体制 (推進本部、相談機関一覧)

男女共同参画の推進に関する年表

平成14年兵庫県条例第11号
男女共同参画社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 男女共同参画社会づくりに関する基本的施策（第9条 - 第22条）

第3章 男女共同参画社会づくりのための基盤の整備（第23条 - 第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

兵庫県では、男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会や男女共同参画社会基本法の制定等国内の動向を踏まえて、様々な取組を進めてきたところであるが、あらゆる形態の暴力等の人権侵害、人為的につくられた性別観や性別による固定的な役割分担を前提とした制度や慣行が依然として存在している。

こうした中で、少子高齢化の一層の進行等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、県民一人一人が真に豊かで、安心と生きがいを持てる生活を実現していくためには、性別にとられることなく、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが強く求められている。

阪神・淡路大震災における県民やボランティア団体等の活動が被災者の支援や被災地の復興を支える役割を果たしてきたことは、県民一人一人から始まる自発的かつ自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力となるものであることを示した。

この貴重な教訓を生かし、すべての県民の人権が平等に保障されるとともに、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の早期実現を目指していかななければならない。

このような認識に基づき、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第2条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成は、県民一人一人が互いの人権を尊重しつつ、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、自発的かつ自律的に男女共同参画社会の形成のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して当該活動に取り組むことを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条各項に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画社会の形成の促進に当たり、県民、事業者、各種の団体、市町、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が男女共同参画社会の形成と密接な関係にあることを自覚し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(団体の責務)

第6条 県民が行い、又は県民のために行われる自発的で自律的な活動を行う団体(以下「団体」という。)は、その活動が男女共同参画社会の形成と密接な関係にあることを自覚し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会づくりに関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第11条 県は、男女共同参画社会の形成に関する県民、事業者及び団体の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(雇用の場における取組)

第12条 事業者は、男女共同参画社会の形成のため、雇用の場において、次の各号に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

(1) 職業生活における活動と家庭生活における活動との両立に向けた環境整備

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止

(3) 事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保

2 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に必要があると認めるときは、事業者に対し、前項各号に掲げる取組の状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した状況を取りまとめ、公表するものとする。

4 知事は、第2項の報告があったときは、当該事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(事業者との協定)

第13条 知事は、事業者が事業活動において男女共同参画社会の形成を促進するために行う自主的な取組を促進するため、前条第1項各号に掲げる事項について、事業者と協定を締結することができる。

(個人で営む事業における男女の共同参画の推進)

第14条 県は、個人で営む事業において、家族従事者が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の推進)

第15条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができる環境整備の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画社会の形成に関する教育の推進)

第16条 県は、学校教育及び社会教育における男女共同参画社会の形成に関する教育を推進するものとする。

(附属機関等における構成員の男女の均衡)

第17条 県は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、構成員の数について、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(市町等に対する支援)

第19条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関して市町が実施する施策及び県民、事業者又は団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、男女共同参画社会の形成を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の意見の反映)

第21条 県は、男女共同参画社会の形成の促進のための施策の適切な策定及び実施に資するため、県民、事業者、団体又は市町の意見を県の施策に反映させるよう必要な施策を講ずるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画社会づくりのための基盤の整備

(推進体制の整備)

第23条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第24条 県民が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動並びに当該活動を行う者相互の協力及び連携を支援するため、県に、男女共同参画推進員を置く。

(県民からの申出の処理)

第25条 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての改善の提案の申出及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権の侵害についての県民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、県に、申出処理委員を置く。

2 県民は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について改善の提案がある場合又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、申出処理委員に申し出ることができる。

3 申出処理委員は、前項の規定により県が実施する施策についての改善の提案の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、指導、勧告その他の行為を行うものとする。

4 申出処理委員は、第2項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望その他の行為を行うものとする。

第4章 雑則

第26条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定は、同年10月1日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

- 2 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例（平成14年兵庫県条例第11号）による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務
-----------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第53号及び第54号を次のように改める。

(53) 男女共同参画審議会

(54) 削除

別表第1 青少年愛護審議会の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会	会 長	日 額	15,500円
	副 会 長	日 額	13,000円
	委 員	日 額	12,500円

別表第2 青少年愛護審議会の委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
--------------	---------------------

男女共同参画社会づくり条例施行規則をここに公布する。

平成14年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第80号

男女共同参画社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、男女共同参画社会づくり条例(平成14年兵庫県条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(申出の方法)

第2条 条例第25条第2項の規定による申出(以下「申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行わなければならない。ただし、申出処理委員が申出書を提出できない特別の理由があると認めるときは、口頭で行うことができる。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

(2) 申出の趣旨及び理由

(3) 他の機関等への相談等の状況

(4) 申出の年月日

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査等に当たって参考となる事項

2 前項ただし書の規定による申出があったときは、申出処理委員は、当該申出に係る同項各号に掲げる事項を聴取し、これを書面に記録するものとする。

(人権を侵害された旨の申出に係る申出期間)

第3条 条例第25条第4項の人権を侵害された旨の申出は、当該申出に係る人権の侵害があった日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、申出処理委員が1年を経過したことについて正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(調査)

第4条 申出処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を当該申出を行った者(以下「申出者」という。)及び当該申出に係る関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、当該申出が条例第25条第4項の人権を侵害された旨の申出である場合であって、相当な理由があると認めるときは、当該関係者に対し、通知しないことができる。

2 申出処理委員は、条例第25条第3項の規定により、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求め、又は同条第4項の規定により、資料の提出及び説明を求めるときは、書面によるものとする。

3 申出処理委員は、調査を終了したときは、その結果を当該申出に係る申出者及び関係者に対し、書面により通知するものとする。

(調査をしない場合)

第5条 申出処理委員は、申出が次の各号のいずれかに該当する事項に係るものである場合は、当該申出について調査をしないものとする。

(1) 裁判所において係争中の事案及び判決により確定した事案に関する事項

(2) 行政庁において審理中の不服申立てに係る事案及び裁決又は決定により確定した事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項の規定による紛争の解決の援助又は同法第14条第1項の規定による調停の対象となる事案に関する事項

(4) 条例又はこの規則の規定に基づく申出処理委員の行為に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、申出処理委員が調査をすることが適当でないとする事項

2 申出処理委員は、前項の場合においては、申出について調査をしない旨及びその理由を、当該申出に係る申出者に対し、書面により通知するものとする。

(助言、指導、勧告その他の行為等)

第6条 条例第25条第3項の助言、指導、勧告その他の行為及び条例第25条第4項の助言、是正の要望その他の行為は、書面により行うものとする。

2 申出処理委員は、前項の行為を行ったときは、その内容を当該申出に係る申出者に対し、書面により通知するものとする。

(措置状況の報告)

第7条 申出処理委員は、条例第25条第3項の助言、指導、勧告その他の行為を行った場合において、必要があると認めるときは、当該関係者に対し、講じた措置の状況について、相当の期限を設けて報告を求めることができる。

(申出の処理状況の報告等)

第8条 申出処理委員は、毎年、申出の処理状況に関する報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第9条 申出処理委員は、職務を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、申出の処理に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

男女共同参画社会づくり協定制度の概要

兵庫県では、事業者の事業活動における男女共同参画社会づくりに向けた自主的な取組を促進するため、県と事業者が協定を締結する制度を定めました。

「仕事と家庭、地域活動の両立に向けた環境整備」「セクシュアル・ハラスメントの防止」「女性の能力発揮」など、男女共同参画社会づくりに向けた職場づくりに積極的に取り組む県内事業所と県が協定を結ぶことにより、県が協定締結事業所の取組内容をPRするなどして、事業所の取組を支援するものです。

平成20年8月末日現在、193社2団体と県が協定を締結しています。



第16回協定締結式（H20.7.7）

協定締結事業所一覧（193社2団体）

締結年月日	事業所名
H15.1.29 15社	(株)アシックス、川崎重工業(株)、(株)神戸風月堂、(株)コベルコ科研、生活協同組合コープこうべ、第一コンピューターサービス(株)営業本部、(株)大丸神戸店、(株)ノーリツ、(株)フェリシモ、(株)ポレ・ポレ、モロゾフ(株)、(株)夢工房、(株)ラジオ関西、(株)ロック・フィールド、(株)ワールド
H15.7.5 7社	伊藤ハム(株)、(株)ウーマンライフ新聞社神戸支局、(株)神戸新聞社、日本放送協会神戸放送局、日本山村硝子(株)、兵庫トヨタ自動車(株)、宮内法律事務所
H15.11.26 8社	エム・シーシー食品(株)、菓匠千鳥屋、関西電力(株)神戸支店、日本生命保険相互会社(北大阪支社、神戸支社、明石支社、阪神支社、姫路支社)
H16.7.3 15社1団体	(株)アクティブライフ、大阪ガス(株)(導管事業部兵庫導管部、リビング事業部兵庫リビング営業部、エネルギー事業部兵庫エネルギー営業部)、(株)関西スーパーマーケット、関西電力(株)姫路支店、資生堂販売(株)神戸支社、(株)電通西日本、ニッセイ同和損害保険(株)、阪神測建(株)、菱井商事(株)、兵庫県経営者協会、広畑印刷(株)、富士通テン(株)、P & G ジャパン(株)
H16.10.22 5社	ISRグループ、(株)エス・アイ、セコム損害保険(株)神戸支店、日本イーライリリー(株)、三菱電機(株)神戸製作所・電力システム製作所
H17.2.18 7社	共栄印刷(株)、(株)さくらケーシーエス、有限会社サント・アン、白鶴酒造(株)、フジッコ(株)、(株)ポピンズコーポレーション、三ツ星ベルト(株)
H17.7.2 6社	アクサ生命保険(株)神戸支社、オリバーソース(株)、(株)神戸新聞マーケティングセンター、(株)シービット、(株)ホテルプラザ神戸、(株)マニックス
H17.11.11 12社	石原薬品(株)、ウオクニ(株)、近畿コカ・コーラボトリング(株)、クリーンテックス・ジャパン(株)、(株)神戸デジタルラボ、(株)神戸ポートピアホテル、(株)シャルレ、(株)そごう神戸店、田崎真珠(株)、兵庫ヤクルト販売(株)、松谷化学工業(株)、UCC 上島珈琲(株)
H18.2.23 9社	(株)協同病理、小泉製麻(株)、(株)神戸クルーザー、(株)神戸製鋼所、(株)東芝姫路工場、(株)日本旅行神戸支店、野村證券(株)神戸支店、バンドー化学(株)、六甲バター(株)
H18.7.3 9社	(株)大城工業所、(株)神島組、木原建設(株)、窪田工業(株)、(株)山陽百貨店、(株)ソネック、ニシカワ食品(株)、(株)プランナーズインターナショナル、古野電気(株)
H19.2.8 28社	(株)尼京建設、(株)大浦組、(株)大野建設、(株)オカモト・コンストラクション・システム オリエンタル・テクノ(株)、(株)共友建設、麒麟麦酒(株)近畿圏統括本部神戸統括支社、(株)国木建設、京阪神建設(株)、(株)コマドメ建設、(株)サクシード三晶建設、(株)新神野建設、(株)新龍建設、(株)大永建設、建部工業(株)、特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷、長野建設(株)、長野運輸(株)、(株)羽衣組、(株)ヒメフジ、(株)兵庫建設、(株)廣田工務店、(株)福吉組、(株)富士土木興業、前田建設(株)、(株)マルイチ、丸正建設(株)、港建設(株)
H19.7.11 20社	(株)アジェル、淡路土建(株)、(株)金田土木、(株)アース建設、(株)阿野建設、光洋建設(株)、(株)神鋼環境ソリューション、第一生命保険相互会社(神戸支社、明石支社、姫路支社)、大栄環境(株)、常田設備(株)、(株)ディスプレイミワボシ、常盤興業(株)、(株)巴建設、(株)中田工務店、兵神機械工業(株)、(株)本城根組、(株)ミヤケ建設、(株)安井工務店

締結年月日	事業所名
H19.10.25 13社	生田建設(株)、石井建材(株)、(株)カンキョウ、神プレ建設(株)、(株)大設、ダイニチ・コンストラクション(株)、徳山土木(株)、(株)中西組、平錦建設(株)、福井建設(株)、(株)藤本組、(株)宮本建設、(株)モノボリス森下組
H20.1.22 1団体	(社)兵庫県測量設計業協会
H20.1.29 10社	芦屋都市管理(株)、(株)酒井園芸、(株)神和商事、(株)永瀬、(社)福西谷会、(株)光建設、双葉産業(株)、三菱重工業(株)高砂製作所、三菱電機(株)高周波光デバイス製作所、山村倉庫(株)
H20.7.7 19社	(株)アーステック、(株)アィム、(有)うりた重機興業、(株)海成工業、(株)光邦建設、(株)サンコム、神姫バス(株)、(株)神名工務店、セントラルマイクロメーション(株)、(有)但馬建設、(株)芳賀建設工業、(株)福島組、福田土木工業(株)、富士通周辺機(株)、(株)平成建設、(株)松本組、(株)マルヤマ建設、(株)夢舞台、吉野建設(株)

男女共同参画推進員制度の概要

地域や企業、労働組合で男女共同参画に取り組むキーパーソンとして、男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置しています（根拠：男女共同参画社会づくり条例第24条）。

（１）推進員の活動内容

- ・男女共同参画に関する情報収集・提供を行うこと
- ・ひょうご男女共同参画プラン21の普及啓発を図ること
- ・男女共同参画に関する行政施策の推進に協力すること
- ・男女共同参画に関する各種相談等に対して専門機関等を紹介すること
- ・その他男女共同参画社会づくりに向けた活動に関する事

（２）推進員設置数

推進員（地域）

単位：人

	第 期(H14～H15)	第 期(H16～H17)	第 期(H18～H19)	第 期(H20～H21)
男性	39	36	51	46
女性	144	156	196	135
合計	183	192	247	181

推進員（企業・労働組合）

単位：人

	第 期(H14～H15)	第 期(H16～H17)	第 期(H18～H19)	第 期(H20～H21)
企業	72	72	147	181
労働組合	67	66	70	67
合計	139	138	217	248

男女共同参画申出処理制度の概要

男女共同参画に関する人権侵害についての申出や県が実施する施策等についての改善の提案に対して、3人の申出処理委員が調査などを行い、必要に応じて助言や勧告などを行います(根拠:男女共同参画社会づくり条例第25条)。

(1) 調査の対象となる申出

人権侵害に係る申出

男女共同参画に関する人権侵害事案で、直接具体的な被害や不利益などを被り、相手方に改善等を求めるもの

(例) 配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性別による差別的取扱 など
県の施策についての提案

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への提案

県が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策への提案

(2) 申出の処理方法

申出処理委員が、申出内容について関係者から説明を受けるなど、必要な調査を行います。必要があると認めるときは、県の施策については、助言、指導、勧告を、私人間の人権侵害事案については、助言、是正の要望等を行います。

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの私人間の人権侵害事案については、必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター(県立女性家庭センター)等の関係機関に引き継ぐこともあります。

(3) 申出方法

原則、書面で受け付けています。

郵送またはファクスにより申出処理委員事務局に送付してください。匿名での申出や電話での申出は受け付けていません。

【問い合わせ先】

兵庫県企画県民部県民文化局男女青少年課内 申出処理委員事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL/FAX 078-360-9001(申出処理委員事務局専用)

(4) 申出処理状況一覧(平成14年10月1日~平成20年8月末)

申出処理内訳		件数	備 考			
調査対象事案	人権侵害	16	平成14年度 3件	平成17年度 2件	平成15年度 5件	平成18年度 3件
			平成16年度 3件	平成19年度 0件		
	県の施策	1	平成14年度 1件			
	小 計	17	平成14年度 4件	平成17年度 2件	平成15年度 5件	平成18年度 3件
			平成16年度 3件	平成19年度 0件		
調査対象外事案		8	平成14年度 3件	平成17年度 0件	平成15年度 1件	平成18年度 1件
			平成16年度 3件	平成19年度 0件		
合 計		25	平成14年度 7件	平成17年度 2件	平成15年度 6件	平成18年度 4件
			平成16年度 6件	平成19年度 0件		

男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 「兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21 - 」(以下「男女共同参画プラン」という。)の着実な推進を図るため、男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランに係る行政施策の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現のために実施すべき施策の協議に関すること。
- (3) その他男女共同参画施策に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、本部を総括し、これを代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、知事を、副本部長は、企画県民部に係る事務を担当する副知事を、本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部は、本部の事務の円滑な実施を図るため、本部会議を開く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集する。
- 4 本部員が本部会議に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。
- 5 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 本部の運営を円滑に行うため、本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び事務局員をもって構成する。
- 3 事務局長は、局務を掌理する。
- 4 事務局長は、企画県民部県民文化局長を、事務局員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 事務局長は、必要に応じ、ワーキンググループを設けることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画県民部県民文化局男女青少年課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(別表1)

男女共同参画推進本部構成員

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事（企画県民部県民文化局に係る事務を担当する者）
本部員	副知事（企画県民部県民文化局に係る事務を担当する者を除く） 防災監 会計管理者 理事（少子対策・男女家庭担当） 理事（技術担当） 企画県民部長 政策担当部長 健康福祉部長 産業労働部長 農政環境部長 環境担当部長 県土整備部長 まちづくり担当部長 公営企業管理者 病院事業管理者 教育長 人事委員長 警察本部長 神戸県民局長 阪神南県民局長 阪神北県民局長 東播磨県民局長 北播磨県民局長 中播磨県民局長 西播磨県民局長 但馬県民局長 丹波県民局長 淡路県民局長 東京事務所長

(別表2)

男女共同参画推進本部事務局構成員

区 分	職 名
事務局長	企画県民部県民文化局長
事務局員	企画県民部県民文化局男女青少年課男女家庭室長 企画県民部企画財政局総務課長 企画県民部管理局人事課長 企画県民部管理局職員課長 健康福祉部企画少子局総務課長 産業労働部産業政策局産業政策課長 農政環境部農政企画局総務課長 県土整備部県土企画局総務課長 出納局会計課長 企業庁管理局総務課長 病院局企画課長 教育委員会事務局総務課長 警察本部警務部警務課長 神戸県民局企画県民部県民担当参事 阪神南県民局県民生活部県民担当参事 阪神北県民局県民生活部県民担当参事 東播磨県民局県民生活部地域活動推進担当参事 北播磨県民局県民生活部県民担当参事 中播磨県民局県民生活部県民担当参事 西播磨県民局県民生活部県民担当参事 但馬県民局県民生活部県民担当参事 丹波県民局県民生活部県民担当参事 淡路県民局県民生活部県民担当参事

女性問題に関する相談機関一覧

【県関係機関】

(2008年4月現在)

機関名	電話番号	曜日	相談時間
兵庫県立男女共同参画センター	078-360-8551	月～土	9:30～16:30
兵庫県立女性家庭センター	078-732-7700	毎日	9:00～21:00
阪神北県民局	0797-83-3101	毎月第2金	13:00～16:00
東播磨県民局	079-421-1101	毎月第4金	13:00～16:00
北播磨県民局	0795-42-5111	毎月第2金	13:00～16:00
中播磨県民局	079-281-3001	毎月第3水	13:00～16:00
西播磨県民局	0791-58-2100	毎月第3金	13:00～16:00
但馬県民局	0796-22-1001	毎月第3金	13:00～16:00
淡路県民局	0799-22-3541	毎月第3金	13:00～16:00

【兵庫県警関係機関】

機関名	電話番号	曜日	相談時間
性犯罪被害110番 「レディースサポートライン」	078-351-0110	月～金	9:00～17:00 FAX・留守番電話は24時間対応
ストーカー・DV相談電話	078-371-7830	毎日	24時間

【県内市町機関】

機関名	電話番号	曜日	相談時間
神戸市男女共同参画センター	078-361-8361	火～土	10:00～15:00 (12:00～13:00除く)
神戸市配偶者暴力相談支援センター	078-382-0037	火～日	9:00～12:00 13:00～17:00
姫路市男女共同参画推進センター	079-287-0801	火	10:00～16:00 (12:00～13:00除く)
		水金	10:00～18:00 (12:00～13:00除く)
尼崎市立女性・勤労婦人センター	06-6436-8636	月水金	10:00～20:00 (12:00～13:00、16:00～18:00除く)
あかし男女共同参画センター	078-918-5614	火土	9:00～11:30 13:00～16:00
		水木金	9:00～11:30
西宮市男女共同参画センター	0798-64-9499	月木	10:00～16:00 (12:00～13:00除く)
芦屋市男女共同参画センター	0797-38-2022	金	13:00～16:00
伊丹市女性・児童センター	072-772-7248	木	13:00～17:00
加古川市こども課	079-427-9768(女性問題相談)	月・金	9:00～17:00
	079-427-9293(女性相談)	月～金	9:00～17:00
赤穂市女性交流センター	0791-43-7800(女性相談)	火～金	13:00～16:00
宝塚市立男女共同参画センター	0797-86-3488	月火木金	10:00～16:00
三木市男女共同参画センター	0794-89-2331	木・土	10:00～16:00
高砂市男女共同参画センター	079-443-9134	月～金	9:30～12:00 13:00～16:00
		月・金	10:00～12:00 12:00～12:50 13:00～13:50 14:00～14:50
川西市男女共同参画センター	072-759-1857	火水木	10:00～12:00 12:00～12:50 13:00～13:50 14:00～14:50
小野市男女共同参画センター	0794-63-8250	木	9:30～11:30 13:00～16:00
		木土	13:30～17:30
三田市まちづくり協働センター	079-563-8000	第1・3水	9:00～16:00
		第2・4水	9:00～12:00
篠山市男女共同参画課	079-552-5117	第1・3水 第2・4水	9:00～16:00 9:00～12:00

相談業務のうち、法律相談や労働相談等を除く一般的な女性問題相談について記載しています。
相談に関する予約の可否や相談方法(電話、面接等)など、詳細については直接、各機関までお問い合わせください。

男女共同参画の推進に関する年表

年	国際連合	日 本	兵 庫 県
1945年 (S20)	* 国際連合誕生(10月)	* 婦人参政権確立	
1975年 (S50)	* 「国連国際婦人年」 * 「国際婦人年世界会議」 (メキシコシティ)	* 内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」設置 * 総理府婦人問題担当室業務開始	
1977年 (S52)		* 「国内行動計画」策定	* 婦人対策室設置
1978年 (S53)			* 兵庫県婦人行動計画綱領制定
1979年 (S54)	* 「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択		* 婦人家庭室に名称変更
1980年 (S55)	* 「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)		
1981年 (S56)			* 婦人室に名称変更
1984年 (S59)			* 婦人・生活課設置
1985年 (S60)	* 「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)	* 「国籍法」改正 * 「男女雇用機会均等法」成立(昭和61年施行) * 「女子差別撤廃条約」批准	* 「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
1987年 (S62)		* 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定	
1990年 (H2)			* 「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定
1991年 (H3)		* 「育児休業法」公布(平成4年施行)	* 婦人・生活課を女性・生活課に名称変更し、女性政策室を設置
1992年 (H4)			* 県立女性センター開設
1994年 (H6)	* 国際家族年	* 男女共同参画室設置	
1995年 (H7)	* 第4回世界女性会議の開催(北京)	* 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	
1996年 (H8)		* 男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 * 「男女共同参画2000年プラン」策定	* 「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定 * 女性政策室を男女共生推進室に改組
1997年 (H9)		* 男女共同参画審議会 設置 * 「男女雇用機会均等法」改正 * 「介護保険法」公布	
1999年 (H11)		* 「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000年 (H12)	* 国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	* 「介護保険法」施行 * 「男女共同参画基本計画」策定	* 男女共生推進室を男女共同参画推進室に名称変更

年	国際連合	日本	兵庫県
2001年(H13)		<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画会議設置 * 男女共同参画局設置 * 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 	<ul style="list-style-type: none"> * 兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21-策定
2002年(H14)			<ul style="list-style-type: none"> * 「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行 * 県立女性センターを県立男女共同参画センターに名称変更 * 男女共同参画推進室を課長(男女共同参画・ボランティア担当)に改組
2003年(H15)		<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 * 「次世代育成支援対策推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> * 課長(男女共同参画・ボランティア担当)を男女共同参画課に名称変更 * 男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-策定
2004年(H16)		<ul style="list-style-type: none"> * 「少子化社会対策大綱」策定 * 「改正児童虐待防止法」施行 * 「改正DV防止法」施行 * 「改正児童福祉法」施行 * 「子ども・子育て応援プラン」決定 	<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画課を男女家庭課に名称変更
2005年(H17)	<ul style="list-style-type: none"> * 第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画推進本部決定「女性の再チャレンジ支援検討会議の設置について」 * 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 * 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 	
2006年(H18)	<ul style="list-style-type: none"> * 第34回女性差別撤廃委員会開催(ニューヨーク) * 第50回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> * 「男女雇用機会均等法」改正 * 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> * 「ひょうご子ども未来プラン」策定 * 兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-後期実施計画策定 * 第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画-新ひょうごアクション8-策定 * 「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定 * 県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設
2007年(H19)		<ul style="list-style-type: none"> * 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章策定 	
2008年(H20)		<ul style="list-style-type: none"> * 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正法」施行 * 「女性の参画加速プログラム」策定 	

平成20年度 ひょうご男女共同参画白書

平成20年9月発行

兵庫県企画県民部県民文化局男女青少年課男女家庭室

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL : 078-341-7711 (内線2801、2802)

FAX : 078-362-3957

E-mail : danjoseishonen@pref.hyogo.lg.jp